第2期 岸和田市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和2年(2020年)□月 岸和田市

目 次

第1節 計画策定の背景と趣旨
2.本市の動向 3 第2節 計画の性格と位置づけ 4 1.計画の性格 4 2.計画の位置づけ 4 第3節 計画の期間 5 第4節 計画の策定体制 5 第5節 第1期計画の評価 6 1.教育・保育等 6
第2節 計画の性格と位置づけ .4 1. 計画の性格 .4 2. 計画の位置づけ .4 第3節 計画の期間 .5 第4節 計画の策定体制 .5 第5節 第1期計画の評価 .6 1. 教育・保育等 .6
1. 計画の性格 .4 2. 計画の位置づけ .4 第3節 計画の期間 .5 第4節 計画の策定体制 .5 第5節 第1期計画の評価 .6 1. 教育・保育等 .6
2. 計画の位置づけ
第3節 計画の期間 5 第4節 計画の策定体制 5 第5節 第1期計画の評価 6 1. 教育・保育等 6
第 4 節 計画の策定体制
第 5 節 第 1 期計画の評価6 1.教育・保育等6
1. 教育・保育等6
2. 地域子ども・子育て支援事業対象事業9
3 . 関連施策19
第1章 計画の基本方針25
第1節 計画の基本理念25
第2節 計画の視点26
第3節 計画の目標27
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況28
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況
第1節 岸和田市の現状
第1節 岸和田市の現状
第 1 節 岸和田市の現状
第1節 岸和田市の現状 28 1. 岸和田市の概況 28 2. 岸和田市の人口・世帯の動向 29 第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況 32
第1節 岸和田市の現状 28 1. 岸和田市の概況 28 2. 岸和田市の人口・世帯の動向 29 第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況 32 1. 就学前児童の状況 32
第1節 岸和田市の現状281. 岸和田市の概況282. 岸和田市の人口・世帯の動向29第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況321. 就学前児童の状況322. 教育・保育施設の年齢別利用状況33
第1節 岸和田市の現状281. 岸和田市の概況282. 岸和田市の人口・世帯の動向29第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況321. 就学前児童の状況322. 教育・保育施設の年齢別利用状況33第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況35
第1節 岸和田市の現状281. 岸和田市の概況292. 岸和田市の人口・世帯の動向29第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況321. 就学前児童の状況322. 教育・保育施設の年齢別利用状況33第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況351. 地域子ども・子育て支援事業対象事業35
第1節 岸和田市の現状 28 1. 岸和田市の概況 28 2. 岸和田市の人口・世帯の動向 29 第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況 32 1. 就学前児童の状況 32 2. 教育・保育施設の年齢別利用状況 33 第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況 35 1. 地域子ども・子育て支援事業対象事業 35 2. その他 41
第1節 岸和田市の現状 28 1. 岸和田市の概況 28 2. 岸和田市の人口・世帯の動向 29 第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況 32 1. 就学前児童の状況 32 2. 教育・保育施設の年齢別利用状況 33 第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況 35 1. 地域子ども・子育て支援事業対象事業 35 2. その他 41 第4節 地域の産業と就業構造の動向 42
第1節 岸和田市の現状 28 1. 岸和田市の横沢 28 2. 岸和田市の人口・世帯の動向 29 第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況 32 1. 就学前児童の状況 32 2. 教育・保育施設の年齢別利用状況 33 第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況 35 1. 地域子ども・子育て支援事業対象事業 35 2. その他 41 第4節 地域の産業と就業構造の動向 42 1. 就業構造と産業別就業者割合 42
第1節 岸和田市の現状 28 1. 岸和田市の概況 28 2. 岸和田市の人口・世帯の動向 29 第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況 32 1. 就学前児童の状況 32 2. 教育・保育施設の年齢別利用状況 33 第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況 35 1. 地域子ども・子育て支援事業対象事業 35 2. その他 41 第4節 地域の産業と就業構造の動向 42 1. 就業構造と産業別就業者割合 42 2. 就業の状況 43
第1節 岸和田市の現状 28 1. 岸和田市の概況 28 2. 岸和田市の人口・世帯の動向 29 第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況 32 1. 就学前児童の状況 32 2. 教育・保育施設の年齢別利用状況 33 第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況 35 1. 地域子ども・子育て支援事業対象事業 35 2. その他 41 第4節 地域の産業と就業構造の動向 42 1. 就業構造と産業別就業者割合 42 2. 就業の状況 43

序章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 子ども・子育て支援をめぐる最近の国の動向

わが国では、急速な少子高齢化が進行しています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が問題化しています。一方、地域では、少子化を背景に兄弟姉妹や地域の子どもの数が減少し、子ども同士の交流の機会が少なくなることで、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、様々な取り組みを推進しています。平成24年(2012年)8月には、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」)が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育・保育の質の向上及び量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場(地域子育て支援拠点)や放課後児童クラブの充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子どもが一緒に教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされています。

また、令和元年(2019年)10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

■国における子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

動き	主な内容
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を	・ひとり親家庭への支援を拡充、子どもの貧困対
図るための次世代育成支援対策推進法等の	策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む
一部を改正する法律」の施行	法改正
(平成26年 (2014年) 4月23日)	・有効期間を令和7年(2025年)3月31日まで延長
「子ども・子育て支援法の一部を改正する	・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者
法律」の施行	に対する助成及び援助を行う事業の創設
(平成28年(2016年)4月1日)	・一般事業主から徴収する拠出金率の上限の引き
	上げ
「子育て安心プラン」	・令和元年度(2019年度)末までの2年間で待機児
(平成29年(2017年)6月22日)	童を解消 (遅くとも令和2年度(2020年度)末ま
	での3年間で全国の待機児童を解消)
	・令和4年度 (2022年度)末までの5年間で女性
	の就業率80%に対応できる32万人分の保育の受
	け皿の整備等を推進
「児童福祉法」の改正	・理念規定の改正
(平成28年(2016年)、平成29年(2017年))	・家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー
	保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保
	護所の改革、中核市・特別区における児童相談
	所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構
	築への支援策などを規定
子ども・子育て支援法・第60条に定める「基	・計画作成に関する事項への追記(幼児教育アド
本指針」の改正(令和元年(2019年)9月発	バイザーの配置・確保及び幼児教育センターの
出)	体制整備、幼稚園の利用希望及び保育を必要と
	する者の預かり保育の利用希望への対応)
	・外国につながる幼児への支援・配慮
	・社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関
	する事項について見直し
	・新・放課後子ども総合プランを踏まえた計画作
	成に関する事項について追記
	・幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の
 「幼児教育・保育の無償化」の施行	改正法案の内容を踏まえた事項の追記
	・幼稚園や保育所に通う3~5歳の全てのこどもと、保育所に通う0~2歳の住民税非課税世帯
(令和元年 (2019年)10月 1 日) 	こ、休育所に通りし~2歳の住民代非誅代世帝 のこどもについて、利用料を無料とするもの
	・令和2年(2020年)4月から高等教育を含めて全面
	・ 〒和2年(2020年)4月から同寺教育を召の(主画 実施される予定
	・児童の親権を行う者は、児童のしつけに際し、
(令和2年(2020年)4月1日施行)	体罰を加えることその他民法(明治29年法律第
	89号) 第820条の規定による監護及び教育に必要
	な範囲を超える行為により当該児童を懲戒して
	はならないことを規定

2. 本市の動向

本市では、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援 を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て 支援事業計画として、平成27年 (2015年)3月に「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」 (以下「第1期計画」という。) を策定しました。

この計画に基づき、子育て家庭の保育ニーズに対応するための教育・保育施設をはじめ、 保護者が子育てへの不安を感じることがないよう、地域での相談体制や親子で交流できる 機会の充実など、様々な取り組みを推進しています。

第1期計画が令和元年度 (2019年度)末をもって終了することから、第1期計画での取 り組みでの成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「第 2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するもので す。

1. 計画の性格

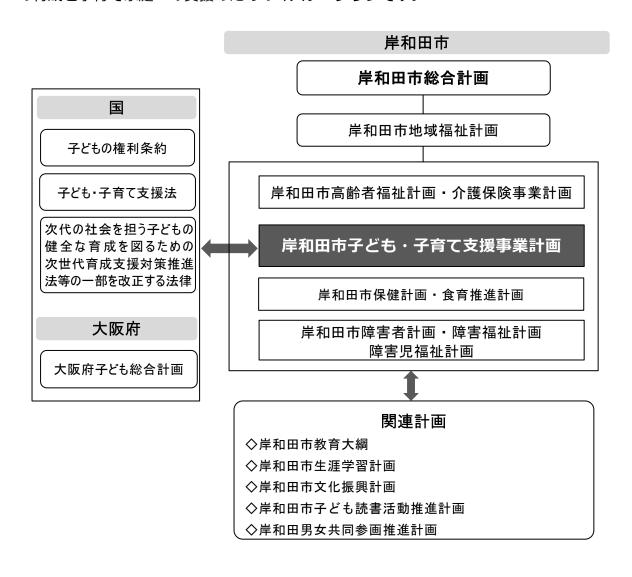
本計画は、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条(市町村子 ども・子育て支援事業計画)の規定に基づく計画です。

また、本計画は、行政をはじめ、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校等がそれぞれの役 割を認識し、一体となって取り組むための基本的な指針となるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、第4次岸和田市総合計画「岸和田市まちづくりビジョン」の部門計画である 「岸和田市地域福祉計画」の分野別計画です。

福祉・保健・医療・教育・労働・住宅・環境等の各分野にわたる総合的・体系的な児童 の育成と子育て家庭への支援のためのマスタープランです。



第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間と します。

【計画の期間】

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)
第1期記	第1期計画		加田市子ども	・子育て支援	事業計画(本	計画)

第4節 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条の規定による岸和田市子ども・子育て会議を設置 し、市民の意向調査(ニーズ調査)を行い、調査結果や実態をもとに関係各課で検討を重ね た案を岸和田市子ども・子育て会議へ提示し、審議していただき計画を策定しています。

第5節 第1期計画の評価

第1期計画では、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応えるために、様々な取り組みを推進してきました。各事業の評価は次のとおりです。

1. 教育・保育等

(1)教育・保育(幼稚園)

(単位:人)

		and or A	平成27年度	(2015年度)	平成28年度	(2016年度)	平成29年度	(2017年度)	(2017年度) 平成30年度(2018		018年度) 令和元年度(2019年度)	
		認定区分	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
		量の見込み(人)【①】	827	2,198	848	2,163	586	1,656	562	1,638	543	1,589
		確 保 量(人)[②]	357	3,084	523	2,889	590	2,777	563	2,770	574	2,021
岸	ā†	私学助成幼稚園	335	722	327	672	310	647	278	630	226	485
和	画	施 施設型給付施設	22	52	46	117	55	135	60	145	98	221
田市	値	種 公立幼稚園定員	0	2,310	150	2,100	225	1,995	225	1,995	250	1,315
全		が (参考)公立幼稚園 単年度確保量	0	0	150	▲ 210	75	▲ 105	0	0	25	▲ 680
域		過不足【②一①】	▲ 470	886	▲ 325	726	4	1,121	1	1,132	31	432
	実	実績値(人)【③】	352	1,723	541	1,688	601	1,653	567	1,604	578	1,492
	績値	確保量との差【②-③】	5	1,361	▲ 18	1,201	▲ 11	1,124	▲ 4	1,166	▲ 4	529
		量の見込み(人)【①】	201	550	210	531	147	406	141	394	136	382
		確 保 量(人)[②]	85	787	143	755	163	713	153	708	165	510
	都	私学助成幼稚園	80	217	93	180	88	173	78	168	65	135
	市中	施 施設型給付施設	5	10	25	50	25	50	25	50	25	50
	核	種 公立幼稚園定員	0	560	25	525	50	490	50	490	75	325
		別 (参考)公立幼稚園 単年度確保量	0	0	25	▲ 35	25	▲ 35	0	0	25	▲ 165
		過不足【②一①】	▲ 116	237	▲ 67	224	16	307	12	314	29	128
		量の見込み(人)【①】	141	341	147	348	101	267	86	252	83	245
		確 保 量(人)[②]	49	534	71	510	74	516	70	513	70	346
	葛	私学助成幼稚園	48	108	45	115	43	111	39	108	39	106
	城	施 施設型給付施設	1	6	1	10	6	20	6	20	6	20
	の谷	種 公立幼稚園定員	0	420	25	385	25	385	25	385	25	220
		別 (参考)公立幼稚園	0	0	25	▲ 35	0	0	0	0	0	▲ 165
		単年度確保量 過不足【②一①】	▲ 92	193	▲ 76	162	▲ 27	249	▲ 16	261	▲ 13	101
		量の見込み(人)【①】	158	389	162	392	111	299	108	320	105	311
		確 保 量(人)[②]	73	540	84	515	110	484	110	491	108	337
	岸	私学助成幼稚園	71	116	56	119	53	115	48	112	16	28
	和田田	施井司副級出共司	2	4	3	11	7	19	12	29	42	89
	北	種 公立幼稚園定員	0	ļ	25	385	50	350	50	350	50	220
	部	別 (参考)公立幼稚園	0	0	25	▲ 35	25	▲ 35	0	0	0	▲ 130
6 圏		単年度確保量 過不足【②一①】	▲ 85	151	▲ 78	123	▲ 1	185	2	171	3	26
域		量の見込み(人)【①】	128	341	129	344	89	264	79	239	76	231
別		確 保 量(人)【②】	48	421	61	393	84	354	81	352	82	294
		私学助成幼稚園	45	100	32	95	30	91	27	89	23	76
	久 米	施設型給付施設	3	6	4	18	4	18	4	18	9	28
	田田	種 公立幼稚園定員	0	315	25	280	50	245	50	245	50	190
		別 (参考)公立幼稚園	0	0	25	▲ 35	25	▲ 35	0	0	0	▲ 55
		単年度確保量 過不足【②一①】	▲ 80	80	▲ 68	49	▲ 5	90	2	113	6	63
		量の見込み(人)【①】	113	316	109	300	75	230	78	235	75	228
		確 保 量(人)【②】	50	330	78	290	75	287	70	285	71	256
	岸	私学助成幼稚園	50	85	53	80	50	77	45	75	43	65
	和田田	施 施設型給付施設	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6
	中	種 公立幼稚園定員	0	245	25	210	25	210	25	210	25	185
	部	別 (参考)公立幼稚園	0	 	25	▲ 35	0	0	0	0	0	▲ 25
		単年度確保量 過不足【②一①】	▲ 63			▲ 10	0	57	▲ 8	50	▲ 4	28
		量の見込み(人)【①】	86	261	91	248	63	190	70	198	68	192
		確 保 量(人)[②]	52	472	86	426	84	423	79	421	78	278
	#	私学助成幼稚園	41	96	48	83	46	80	41	78	40	75
	滝	施井司副級出共司	11	26	13	28	13	28	13	28	13	28
	の谷	設 施設型結內施設 種 公立幼稚園定員	0	350	25	315	25	315	25	315	25	175
	1.1	別 (参考)公立幼稚園	0		25	▲ 35	0	0	0	0	0	1 73
		単年度確保量 過不足【②一①】	▲ 34	211	<u>∠</u> 5		21	233	9	223	10	86
		ETALLE U	▲ 34	211	A 3	1/8	21	233	9	223	10	00

[※]平成27年3月に策定した計画値を、毎年度4月1日現在の住民基本台帳人口から量の見込みを再算出し、 また、確保数を実際の数値に見直しを行いました。表の数値は、毎年度、子ども・子育て会議で報告しました量の見込み等の見直し後の数値です。

【評価】

計画策定時は、市立幼稚園での3歳児の受け入れについて、平成28年度(2016年度)の6 園から順次受け入れを進め、令和元年度(2019年度)には19園まで拡大する計画でした。し かし、計画の中間年にあたる平成29年度(2017年度)に計画上の量の見込みと実態との乖離 が大きいため、量の見込みを見直し、市全域で9園の実施で確保できる見込みとなりました。

しかし、入園の応募状況を加味し、計画最終年の令和元年度(2019年度)には10園で実施 することとしました。

確保量につきましては、民間保育園が認定こども園に、私立幼稚園については私学助成(旧 制度)の幼稚園から新制度の幼稚園や認定こども園に移行したこと、および市立幼稚園で3 歳児の受け入れを行ったことで1号認定の定員が増加し、市全域で確保できた状況になりま した。

最終的に市全域で量の見込みを確保できましたが、圏域別でみると2つの圏域で確保がで きていない状況や、定員を上回る入園申込みがあった場合には抽選となり、入園ができない 幼児もいることを考慮する必要があります。

(2)教育・保育(保育所等)

(単位:人)

				平成 27	年度(201	15 年度)		平成 28 年度(2016 年度)				
			計	0 歳	1•2 歳	3 歳	4•5 歳	計	0 歳	1•2 歳	3 歳	4•5 歳
	ᄪᄪ	量の見込み(①)	4,205	457	1,574	896	1,278	4,119	444	1,530	849	1,296
= +		確保量(②)	3,874	295	1,202	768	1,609	3,988	319	1,252	782	1,635
計画値	内	利用定員	3,874	295	1,202	768	1,609	3,988	319	1,252	782	1,635
110	訳	(うち定員拡大数)	(174)	(36)	(133)	(15)	(▲10)	(114)	(24)	(50)	(14)	(26)
	過不足(②一①)		▲331	▲162	▲372	▲128	331	▲131	▲125	▲278	▲ 67	339
		申込者数(③)	4,465	304	1,619	896	1,646	4,422	307	1,596	878	1,641
		確保量(④)	3,819	280	1,188	762	1,589	3,911	298	1,228	767	1,618
実	内	利用定員	3,819	280	1,188	762	1,589	3,911	298	1,228	767	1,618
実 績 値	訳	(うち定員拡大数)	(119)	(18)	(122)	(9)	(▲30)	(92)	(18)	(40)	(5)	(29)
	入所児童数		4,087	277	1,397	830	1,583	4,131	268	1,408	823	1,632
	ù	過不足(④-③)	▲646	▲24	▲431	▲134	▲ 57	▲ 511	▲9	▲368	▲ 111	▲23

				平成 29	年度(20	17 年度)		平成 30 年度(2018 年度)				
			計	0 歳	1•2歳	3 歳	4•5 歳	計	0 歳	1•2 歳	3 歳	4•5 歳
	量の見込み(①) 確保量(②)		4,304	352	1,459	822	1,671	4,175	346	1,395	782	1,652
=+			4,019	323	1,281	779	1,636	4,045	338	1,311	775	1,621
計画値	内	利用定員	4,019	323	1,281	779	1,636	4,045	338	1,311	775	1,621
1世	訳	(うち定員拡大数)	(31)	(4)	(29)	(▲3)	(1)	(26)	(15)	(30)	(▲4)	(▲15)
	j	過不足(②一①)		▲29	▲178	▲ 43	▲35	▲130	▲ 8	▲84	▲ 7	▲31
		申込者数(③)	4,430	328	1,603	856	1,643	4,447	315	1,626	840	1,666
		確保量(④)	3,964	317	1,261	769	1,617	3,973	326	1,280	765	1,602
実	内	利用定員	3,964	317	1,261	769	1,617	3,973	326	1,280	765	1,602
実 績 値	訳	(うち定員拡大数)	(53)	(19)	(33)	(2)	(▲1)	(9)	(9)	(19)	(▲4)	(▲15)
		入所児童数	4,169	296	1,428	819	1,626	4,188	285	1,432	821	1,650
	過不足(④-③)		▲ 466	▲ 11	▲342	▲87	▲ 26	▲ 474	11	▲346	▲ 75	▲64

				令和元	年度(201	9 年度)	
			計	0 歳	1•2歳	3 歳	4•5 歳
	量の見込み(①)			346	1,337	763	1,599
計		確保量(②)	4,129	350	1,349	786	1,644
画値	内訳	利用定員	4,129	350	1,349	786	1,644
旭		(うち定員拡大数)	(84)	(12)	(38)	(11)	(23)
	į	過不足(②一①)	84	4	12	23	45
		申込者数(③)	4,465	306	1,651	845	1,663
		確保量(④)	4,130	331	1,328	800	1,671
実績値	内	利用定員	4,130	331	1,328	800	1,671
値	訳	(うち定員拡大数)	(157)	(5)	(48)	(35)	(69)
		入所児童数	4,175	274	1,445	818	1,638
	ì	過不足(④-③)	▲335	25	▲323	▲ 45	8

【評価】

計画期間中に、民間保育事業者による施設整備を行い、市立保育所及び民間保育施設が 利用定員を見直すことで利用定員の拡大を図っています。利用定員拡大を伴う施設整備と して、認定こども園1施設の創設、分園3施設の創設、小規模保育事業所(A型)4施設 の創設、保育所等4施設の大規模改修等を実施しました。その結果、0歳児と4・5歳児 で量を確保したほか、3歳児でも改善を図りました。1・2歳児は、申込者数が見込みを 上回る状況で推移したため、依然大きな不足が認められます。待機児童が存在する現状や 今後の保育需要の動向を踏まえ、本計画を策定する必要があります。

2. 地域子ども・子育て支援事業対象事業

(1)利用者支援事業

(単位:箇所)			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値量の見込み			1	1	1	1	1
中结体	中华昌	基本型・特定型				1	1
実績値 実施量		母子保健型					1

【評価】

·(特定型利用者支援事業)

平成30年(2018年)8月に子育て施設課に保育コンシェルジュを配置し、子育て家庭 等から保育サービスに関する相談に応じ、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情 報を提供し、利用に向けての支援を行っています。利用者支援に対するニーズを踏まえ、 本計画を策定する必要があります。

• (母子保健型)

保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置したことで、妊娠期から子育て期 にかかるまでの切れ目ない支援が実施可能となりました。

(2)延長保育事業

(単位:人)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値	量の見込み	3, 700	4, 271	4, 019	4, 045	4, 129
実績値	実施量	1, 728	1, 708	1, 627	1, 673	_

【評価】

保育施設の利用定員を量の見込みとしています。平成30年度(2018年度)時点で34箇 所の保育施設で事業を実施しています。すべての施設が事業を提供できる体制を整えてい ます。

(3) 放課後児童健全育成事業(チビッコホーム(放課後児童クラブ))

(単位	(単位:人)			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			1 314 14 100 314 10	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
		量の	小学校低学年	1, 207	1, 196	1, 176	1, 521	1, 528
	計画法	見込 <i>み</i>	小学校高学年	615	591	579	181	172
	計画値		合計	1, 822	1, 787	1, 755	1, 702	1, 700
+ ^		確保量		1, 432	1, 578	1, 667	1, 672	1, 700
市全		過不足数		▲ 390	▲ 209	▲ 88	▲ 30	0
体		実施	小学校低学年	1, 389	1, 464	1, 499	1, 589	1, 615
		量	小学校高学年	117	130	140	169	174
	実績値		合計	1, 506	1, 594	1, 639	1, 758	1, 789
		確保量		1, 290	1, 485	1, 556	1, 652	1, 692
		過不足数		▲ 216	▲ 109	▲ 83	▲ 106	▲ 97
	計画値	量	の見込み	37	36	36	45	43
中央			実施量	35	37	37	45	38
校区	実績値		確保量	35	37	37	45	38
		ù	過不足数	0	0	0	0	0
	計画値	量の見込み		143	142	140	122	122
城内			実施量	111	113	115	112	107
校区	実績値		確保量	100	98	100	100	100
		ù	過不足数	▲ 11	▲ 15	▲ 15	▲ 12	▲ 7
	計画値	量	の見込み	20	19	18	26	25
浜校			実施量	21	30	25	20	29
区	実績値		確保量	21	30	25	20	29
		ù	過不足数	0	0	0	0	0
	計画値	量	の見込み	94	93	91	64	67
朝陽			実施量	61	66	71	80	97
校区	実績値		確保量	50	49	71	80	97
		j	過不足数	1 1	1 7	0	0	0
	計画値	量	の見込み	127	124	121	100	92
東光			実施量	68	100	96	123	104
校区	実績値		確保量	50	100	96	100	100
		ù	 過不足数	▲ 18	0	0	▲ 23	A 4
	計画値		 の見込み	88	87	84	89	88
大宮			実施量	76	73	91	112	100
校区	実績値		確保量	50	73	91	100	100
			過不足数	▲ 26	0	0	▲ 12	0

(畄 丛	::人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
(早江	. : 人)		(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
	計画値	量の見込み	132	128	124	97	102
旭校		実施量	103	104	89	104	112
区	実績値	確保量	100	100	89	99	99
		過不足数	▲ 3	▲ 4	0	▲ 5	▲ 13
	計画値	量の見込み	76	75	75	68	70
太田		実施量	68	51	64	85	95
校区	実績値	確保量	68	51	64	85	95
		過不足数	0	0	0	0	0
天神	計画値	量の見込み	59	58	55	49	46
山校		実施量	49	54	49	57	48
	実績値	確保量	49	49	49	50	48
区		過不足数	0	▲ 5	0	▲ 7	0
	計画値	量の見込み	40	39	39	44	43
修斉		実施量	46	40	51	39	45
校区	実績値	確保量	46	40	50	39	45
		過不足数	0	0	▲ 1	0	0
東葛	計画値	量の見込み	8	8	7	4	4
城校		実施量	2	4	5	4	6
区	実績値	確保量	2	4	5	4	6
		過不足数	0	0	0	0	0
	計画値	量の見込み	63	62	61	70	71
春木		実施量	61	55	70	72	75
校区	実績値	確保量	50	55	70	72	75
		過不足数	▲ 11	0	0	0	0
	計画値	量の見込み	89	87	86	83	74
大芝		実施量	86	76	71	75	63
校区	実績値	確保量	86	76	71	75	63
		過不足数	0	0	0	0	0
	計画値	量の見込み	73	71	68	88	92
城北		実施量	75	99	84	71	84
校区	実績値	確保量	50	99	84	71	84
		過不足数	▲ 25	0	0	0	0
	計画値	量の見込み	89	87	86	77	89
新条		実施量	68	58	73	97	128
校区	実績値	確保量	50	49	73	97	100
		過不足数	▲ 18	▲ 9	0	0	▲ 28

(単位	: 人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
\			(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
八木	計画値	量の見込み	82	80	79	123	122
北校		実施量	89	109	123	104	98
	実績値	確保量	49	100	99	100	97
区		過不足数	▲ 40	▲ 9	▲ 24	▲ 4	▲ 1
	計画値	量の見込み	98	97	96	94	89
八木		実施量	88	93	90	88	71
校区	実績値	確保量	88	93	90	88	71
		過不足数	0	0	0	0	0
八木	計画値	量の見込み	68	67	66	58	57
南校		実施量	59	64	58	65	78
	実績値	確保量	49	50	50	65	78
区		過不足数	▲ 10	▲ 14	▲ 8	0	0
	計画値	量の見込み	89	91	91	121	113
光明		実施量	83	90	118	130	114
校区	校区 実績値	確保量	50	90	99	100	98
		過不足数	▲ 33	0	▲ 19	▲ 30	▲ 16
	計画値	量の見込み	140	138	136	136	143
常盤		実施量	110	136	116	113	128
校区	実績値	確保量	100	100	100	100	100
		過不足数	▲ 10	▲ 36	▲ 16	▲ 13	▲ 28
山直	計画値	量の見込み	112	109	107	76	77
北校		実施量	78	77	73	95	94
	実績値	確保量	78	77	73	95	94
区		過不足数	0	0	0	0	0
	計画値	量の見込み	50	46	46	33	35
城東		実施量	34	32	34	35	47
校区	実績値	確保量	34	32	34	35	47
		過不足数	0	0	0	0	0
山直	計画値	量の見込み	33	31	31	25	25
		実施量	25	25	25	17	14
南校	実績値	確保量	25	25	25	17	14
区		過不足数	0	0	0	0	0
	計画値	量の見込み	12	12	12	10	11
山滝		実施量	10	8	11	15	14
校区	実績値	確保量	10	8	11	15	14
		過不足数	0	0	0	0	0

(実績は各年度4月1日現在)

(通年チビッコホーム) ※ホーム数は各年度4月1日現在

平成27年度(2015年度) 30ホーム 4/1より八木1ホーム増設

7/1より東光・城北1ホーム増設

平成28年度(2016年度) 36ホーム 4/1より光明・八木北・大宮・春木1ホーム

増設

平成29年度(2017年度) 38ホーム 4/1より新条・朝陽1ホーム増設

平成30年度(2018年度) 39ホーム 4/1より八木南1ホーム増設

平成31年度(2019年度) 39ホーム

(夏期チビッコホーム)

平成27年度(2015年度) 4ホーム 朝陽・新条・光明・東光(通年ホームで受入れ)

平成28年度(2016年度) 2ホーム 朝陽・新条

平成29年度(2017年度) 2ホーム 常盤・城内

2ホーム 常盤・城内 平成30年度(2018年度)

7ホーム 常盤・城内各2ホーム、大宮・東光・光明 令和元年度(2019年度)

【評価】

計画の量の見込みに比べ、低学年の利用希望児童数が多くなっていましたので、平成30 年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)について、量の見込みの見直しを行いま した。

利用希望児童数の増加のため、通年チビッコホームは平成26年度(2014年度)の29ホー ムから令和元年度(2019年度)の39ホームと第1期計画期間中に10ホームの増加となっ ています。また待機児童対策として、夏期学校休業期間中に夏期チビッコホームの開設及 び定員に余裕のある通年チビッコホームで他校区児童の受入れを行いました。

校区により利用希望児童数に開きが見られます。各校区の今後の児童数を考慮に入れな がら、本計画を策定する必要があります。

(4)子育て短期支援事業 «ショートステイ» «トワイライトステイ»

«ショートステイ»

(単位:	人日/年)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
	量の見込み	90	89	88	86	85
計画値	確保量	100	100	100	100	100
	過不足数	10	11	12	14	15
実績値	実施量	24	61	6	7	-

«トワイライトステイ»

(単位:人日/年)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保量	10	10	10	10	10
	過不足数	0	0	0	0	0
実績値	実施量	0	0	0	0	-

【評価】

核家族化が進み、親族からの支援を受けることが難しい時、保護者が出産や疾病等で一 時的に子どもの養育が困難になる場合があります。

第1期計画では、保護者の利用希望に対応ができる量を確保できましたが、量の見込み に対して利用者実績は少ない状況でした。

今後、レスパイトによる利用が児童虐待の発生予防につながるという視点から、より一 層の事業周知、子育て相談等での積極的な案内を行うことが必要です。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

(単位:人)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値	量の見込み	1, 632	1, 555	1, 453	1, 428	1, 430
実績値	実施量	1, 418	1, 357	1, 401	1, 336	-

[※]計画値(量の見込み)については、平成27年度・28年度は第1期計画の値を、平成29年度以降は中間年の 見直しによる値を記載しています。

【評価】

生後2か月頃の乳児のいる全ての家庭を訪問することで、養育環境の把握、育児不安の 軽減を図るとともに、必要な保健指導が実施できています。

(6)養育支援訪問事業

(単位:人)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値	量の見込み	35	60	77	76	76
実績値	実施量	35	60	59	35	_

【評価】

支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言を行っており、現在の取組を継続します。

(7)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【評価】

第1期計画当初の平成27年度(2015年度)から、岸和田市子育て支援地域協議会(要 保護児童対策地域協議会)児童虐待防止ネットワーク部会での実務者会議の開催回数を増 加し、特定妊婦、在宅児童のケース進行管理の連携強化を図りました。

また、専門家による研修を開催し、関係機関構成員のスキルアップに努めました。

今後、構成機関のより一層の連携強化、専門性の向上を図っていくことが必要です。

(8)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

(単位	(単位:人日)		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値	量の見込み	18, 000	18, 000	18, 000	18, 000	18, 000
実績値	地域子育て支援拠点事業	9, 376	9, 161	10, 513	8, 668	1
	その他の子育て支援事業 (市立保育所)	6, 148	6, 579	6, 841	12, 237	-
	その他の子育て支援事業 (民間保育施設)	-	15, 630	20, 330	18, 790	_

[※]その他の子育て支援事業に記載の数値は、各保育施設の事業を利用した児童と保護者の数です。

【評価】

市内2箇所の保育施設に併設された施設で事業を提供しています。施設以外の地域の身 近な場所でも、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談等に取り組んでいま す。また、市内の多くの保育施設が子育て支援事業として園庭開放や子育て相談等に取り 組んでいます。利用状況やニーズの変化を踏まえ、本計画を策定する必要があります。

(9) 一時預かり事業(幼稚園)

(単位:	(単位:人日)			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値		合計		157, 513	157, 546	157, 539	157, 416	157, 296
	量の 見込み	内訳	1号	4, 814	4, 847	4, 840	4, 717	4, 597
		PAIN	2号	152, 699	152, 699	152, 699	152, 699	152, 699
		合	計	53, 827	74, 403	80, 747	77, 692	80, 744
実績値	実施量	ф =	1号	53, 827	74, 403	80, 747	77, 692	80, 744
		内訳	2号	-	-	_	-	-

[※]実績値は市立幼稚園における実績を掲載。なお、令和元年度(2019年度)は見込み。

【評価】

市立幼稚園だけでなく、認定こども園や私立幼稚園においても実施している事業で確保 できています。

(10) 一時預かり事業(保育所・認定こども園)

(単位:人日)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値	量の見込み	6, 460	6, 379	6, 308	6, 186	6, 094
実績値・	一時預かり 事業	3, 666	3, 414	3, 563	2, 940	-
	緊急一時 預かり事業	355	347	306	613	-

[※]緊急一時預かり事業に記載の数値は、市立保育所が行う自主事業を利用した児童の数です。

【評価】

市内2箇所の保育施設で事業を提供しています。また、市内の多くの保育施設が自主事 業として一時預かりを行っています。市立保育所でも自主事業として緊急一時預かり事業 を実施しています。年間を通じた総量で見ると、量を確保していますが、日ごとの利用に おいて不足する場合があります。利用状況やニーズの変化を踏まえ、本計画を策定する必 要があります。

(11) 病児保育事業

_		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画値	量の見込み	2, 340	2, 340	2, 340	2, 340	2, 340
実績値	登録人数 (人)	265	318	303	307	-
	延べ利用人数 (人日)	528	578	663	630	-

【評価】

平成30年度(2018年度)に設置された1施設を含め3施設で事業を提供しています。 各施設ともに一日9名程度の病児を保育することができます。設置する地域は限定されて いますが、市内全域から病児が利用に訪れています。利用状況やニーズの変化を踏まえ、 本計画を策定する必要があります。

(12) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:	人日)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
		就学前児童	801	790	783	776	760
	量の	小学校低学年	741	743	736	725	722
社面体	見込み	小学校高学年	308	297	286	280	281
計画値		合計	1, 850	1, 830	1, 805	1, 781	1, 763
	確保量		2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
	過不足数		150	170	195	219	237
		就学前児童	465	614	884	876	-
	中长星	小学校低学年	364	313	286	517	-
中结体	実施量	小学校高学年	226	223	225	40	-
実績値		合計	1, 055	1, 150	1, 395	1, 433	-
	確保量		2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	-
	過	不足数	945	850	605	567	_

【評価】

ファミリー・サポートに関する周知、啓発を進めてきたことにより、実績が量の見込み を上回る年度がありましたが、保護者のニーズに対応できる提供体制は十分確保できてい ます。

(13) 妊婦健康診査事業

			平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
	量の見込み(人)	1, 583	1, 540	1, 453	1, 428	1, 430
計画値	一人当たり受診回数(回)	14	14	14	14	14
	受診延べ回数(回)	22, 162	21, 560	20, 342	19, 992	20, 020
	実施量(人)	1, 656	1, 605	1, 461	1, 453	-
実績値	一人当たり受診回数(回)	11. 5	11. 9	12. 9	11. 6	-
	受診延べ回数(回)	19, 101	19, 030	18, 839	16, 866	_

【評価】

一人当たりの受診回数は9割近い実績であり、現在の取組を継続します。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【評価】

特定教育・保育等において実費徴収される、食事の提供に要する費用、日用品や文房具 の購入に要する費用について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。幼 児教育・保育の無償化に伴い、令和元年(2019年)10月より実費徴収される給食費(副 食材料費)について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助しています。本計画の策定 においては、給食費以外に実費徴収される費用の補助を検討する必要があります。

(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【評価】

保育の受け皿拡大や子育て支援の充実のために、新規参入事業者が運営する施設の巡回 支援や民間認定こども園における支援が必要な子どもの受入支援の制度が創設されてい ます。第1計画期間中に取組の実績はありませんが、保育事業を取り巻く状況の変化を踏 まえ、本計画を策定する必要があります。

3. 関連施策

(1)ひとり親家庭対策の充実

①支援体制の充実

ひとり親世帯からの就労相談、生活相談等に応じるため、専門的知識を有する母子父子 自立支援員を配置しました。

特に、児童扶養手当受給者に対し、個々のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、 ハローワークとの連携により、きめ細かな自立・就労支援を実施しました。

また、職業能力開発のための講座受講料の一部を給付する自立支援教育訓練給付金や看 護師等の資格を取得するため養成機関で修学する間について、生活の安定を図るための高 等職業訓練促進給付金支給事業を積極的に案内しました。

母子父子自立支援員の配置人数等

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
配置人数(人)	2	3	3	3	3
自立支援員相談件数(件)	461	479	519	578	-
自立支援プログラム	62	53	31	35	_
策定数 (件)	02	33	31	33	

[※]相談件数には児童扶養手当に関する相談は除く。

母子家庭等自立支援事業利用者数

(単位:人)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
自立支援教育訓練給付金	3	0	3	13
高等職業訓練促進給付金	21	27	22	26

②経済支援策の充実

ひとり親家庭の医療費の自己負担額の一部助成や児童扶養手当を支給しました。

また、ひとり親家庭の自立や子どもの就学等のため、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度 の積極的な案内や相談を行いました。

ひとり親家庭医療助成対象者数等

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象者数(月平均) (人)	5, 968	5, 790	5, 580	5, 461
助成件数(件)	68, 326	68, 446	64, 849	62, 945

児童扶養手当受給者数

(単位:人)	平成27年度	成27年度 平成28年度		平成30年度
(単位:人)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)
全部支給	20, 816	19, 702	18, 228	18, 293
一部支給	12, 266	12, 357	12, 057	11, 068

母子父子寡婦福祉資金利用件数

(単位:件)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)
貸付件数	26	20	21	11

③関係機関・団体への支援

DV被害の相談に対し、母子生活支援施設等、関係施設と連携し、母子家庭における生 活の早期安定を支援し、DV被害者の支援と早期自立のため、母子生活支援施設の利用の 援助を行いました。

大阪府知事から委嘱を受けた大阪府母子父子福祉推進委員として、ひとり親家庭への相 談等の活動を行っている岸和田市母子寡婦福祉会を総合的に支援しました。

母子寡婦福祉団体支援数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)
団体数	1	1	1	1

【評価】

「支援体制の充実」「経済支援策の充実」「関係機関・団体への支援」を柱としてひとり 親家庭への支援を実施しました。相談件数は増加傾向であり、ひとり親家庭の抱える悩み は多様化、複雑化してきています。

これらの相談に適切に対応するため、就労や子育て、生活等に関連する制度の的確な案 内や関係機関と調整等、母子父子自立支援員の相談スキルの向上を図ることが重要です。

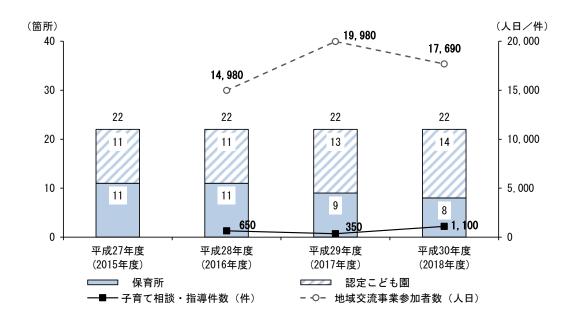
本計画では「支援体制」「就労支援・就業支援」「子育て・生活支援」「経済的支援」「関 係機関・団体への支援」を柱として、総合的な支援を継続する必要があります。

(2) その他の子ども・子育て支援関連事業の推進

□子育て支援促進事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
Ē	民間保育施設数(箇所)	22	22	22	22
	保育所	11	11	9	8
	認定こども園	11	11	13	14
Ŧ	と育て相談・指導件数(件)	_	650	350	1, 100
爿	也域交流事業参加者数(人日)	_	14, 980	19, 980	17, 690

※子育て相談・指導件数及び地域交流事業参加者数は、その他の子育て支援事業(民間保育施設)の内訳 として再掲したものです。



【評価】

市が費用の一部を補助することで、民間保育施設において、地域の子育て家庭に対し必要な相談・指導・助言等を行い、子育て家庭が抱える子育ての不安の解消や負担の軽減を図りました。市内すべての認可民間保育施設(小規模保育事業所(A型)を除く)で事業を実施しています。

□夏期障害児学童保育事業

【評価】

児童福祉法の改正により創設された放課後等デイサービス事業を実施する事業所が 増加したことにより、民間によるサービスの提供体制が整備されてきたことから、夏期 障害児学童保育事業は平成30年度をもって廃止となりました。

(利用児童数) ※定員は30人(1日に付き)

()///	小学	1年	小学	2年	小学		
(単位:人)	全期	半期	全期	半期	全期	半期	計
平成24年度							
(2012年度)	12	0	6	8	0	14	40
平成25年度							
(2013年度)	6	0	11	0	10	0	27
平成26年度							
(2014年度)	2	1	5	0	7	2	17
平成27年度							
(2015年度)	4	2	3	0	1	0	10
平成28年度							
(2016年度)	1	2	0	5	1	0	9
平成29年度							
2017年度)	2	2	3	1	0	4	12
平成30年度							
(2018年度)	4	1	0	2	4	0	11

(放課後等デイサービス事業所数及び受給者数) ※放課後等デイサービスは平成24年度より開始

	事業			小	学				中学			高校		
(単位:人)	所数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	計
平成24年度														
(2012年度)	1	15	16	18	11	13	14	11	9	14	15	12	4	152
平成25年度														
(2013年度)	5	14	20	22	21	14	15	20	15	11	11	15	11	189
平成26年度														
(2014年度)	7	16	19	20	23	23	15	21	21	14	12	11	13	208
平成27年度														
(2015年度)	8	22	15	20	23	25	25	20	23	19	15	15	9	231
平成28年度														
(2016年度)	18	40	31	18	27	31	27	28	24	25	18	16	15	300
平成29年度														
(2017年度)	25	49	53	37	26	32	33	33	29	23	28	16	13	372
平成30年度														
(2018年度)	30	40	50	57	43	28	34	33	34	30	22	28	18	417

□きしわだっ子出産育児応援金支給事業

出産育児応援金支給件数

(単位:件)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
支給件数	175	1

【評価】

この事業は、大阪府が平成20年度(2008年度)に終了した「大阪府出産育児応援金支 給事業 | を継承し、平成21年度(2009年度)から第3子以降の出産に対する応援金の支 給事業を新設しました。

第1期計画策定時点で、子育て世帯全般の支援につながる子ども医療費助成事業の拡充 へ転換する計画であったため、平成28年度(2016年度)に事業を終了しました。

□いじめ防止・教育相談充実事業

【評価】

さまざまな教育課題を抱える学校園の子どもや保護者、教職員の教育相談を行うととも に、教職員の教育相談に対する資質向上を図るため、スクールカウンセラーを各中学校区 に、スクールソーシャルワーカー6名を拠点校を中心に全校を対象に配置しています。

特に不登校問題解消に向けて、心理的な理由、またはその他の理由で不登校に陥ってい る児童生徒個々の状況に対応するため、各専門家と学校が一体となり、面談や家庭訪問、 校内会議への出席等、課題に応じた相談体制の充実を図る体制を整えています。

さらに、不登校児童生徒支援員を特に課題が大きい学校に配置し、よりきめ細やかな対 応を可能にしています。その他、適応指導教室研究協力者会議、スクールソーシャルワー カー連絡会の開催や教育相談室主任の学校訪問の実施により、学校と関係機関、各専門家 の連携を密にしています。

また、いじめ問題・不登校問題への対応において、法的な観点からの指導や支援を行う ために、スクールロイヤー1名を配置し、学校の指導体制の充実を図っています。

□巡回相談体制充実事業

【評価】

発達相談員及び大学教員・専門医を派遣し、個別相談に応じるとともに、学校・園への 巡回相談を実施し、コンサルテーションを行うことにより、学校園での支援体制の充実と 教職員の支援教育に関する専門性の向上を図っています。また、保護者からの発達に関す る相談や、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の支援相談を実施することにより、 子どもへの指導・支援方法の充実を図っています。

□児童虐待防止強化事業

【評価】

この事業は、地域子ども・子育て支援事業の一つである「子どもを守る地域ネットワー ク機能強化事業」を柱としていることから、ネットワーク機能強化事業と同様の評価とし ます。

(再掲)

第1期計画当初の平成27年度(2015年度)から、岸和田市子育て支援地域協議会(要 保護児童対策地域協議会)児童虐待防止ネットワーク部会での実務者会議の開催回数を増 加し、特定妊婦、在宅児童のケース進行管理の連携強化を図りました。

また、専門家による研修を開催し、関係機関構成員のスキルアップに努めました。

今後、構成機関のより一層の連携強化、専門性の向上を図っていくことが必要です。

□東葛城小学校児童のチビッコホーム送迎事業

【評価】

平成27年度(2015年度)から東葛城小学校児童を山滝小学校のチビッコホームで受け 入れています。

(利用児童数) ※各年度4月1日現在

平成27年度(2015年度) 2人

平成28年度(2016年度) 4人

平成29年度(2017年度) 5人

平成30年度(2018年度) 4人

平成31年度(2019年度) 6人

□支援学校児童送迎支援事業

【評価】

計画期間中の利用児童はありませんでした。

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の基本理念

第1期計画では、『子どもをみんなで育(はぐく)むまち きしわだ』を基本理念に各種施策 に取り組んできました。

また、本市のコミュニティのまとまりの象徴である「だんじりまつり」を核に培われた地 域での多様な場面での関係による人と人との結びつきを強めながら、21 世紀を担う子ども がいきいき、すくすくと育つ環境をつくり、一人ひとりの個性をいかせるまちづくりを目指 してきました。

第1期計画における取り組みの連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、 この理念を継承し、この理念を根底に置き計画を推進することとします。

【基本理念】

子どもをみんなで 育 むまち きしわだ

第2節 計画の視点

基本理念を根底に置いた計画を推進するにあたって、次の5つの視点に基づきながら、本 計画の施策を展開します。

1. 未来の世代を育む

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育て を支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の 我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき 課題であるという意識を醸成し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2. 子ども・子育て支援の量と質の充実

利用の現状や利用希望の実情、地域資源の状況などを踏まえ、すべての子どもと子育て 家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわ たり充実していくための取り組みを計画的に進めます。

3. 地域社会全体による子育て支援

子どもが安心して生まれ集団の中で育つことができるよう、また、保護者の子育ての負 担や不安、孤立感が和らぎ、喜びを感じながら子育てが出来るよう、行政や地域社会全体 が連携して子どもの育ちと子育てを支援するための仕組みづくりを進めます。

4. 子育てと仕事の調和

共働き家庭や非正規雇用割合の増加、子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性 の厳しい就労継続などの現状を踏まえ、働く男女の仕事と生活の調和を実現するため、働 き方の見直しや民間支援団体等と連携をしながら、地域の実情に応じた取り組みを進めま す。

5. すべての子どもと家庭への支援

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、 家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、す べての子どもと子育て家庭を支援します。

第3節 計画の目標

次の5つの目標を掲げ、その達成に向け、関係課の連携のもと各施策を推進します。

1. 質の高い教育・保育の総合的な提供

幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るため、子どもや子育て家庭の置かれた状況、地域の実情、潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上でこれに対応する提供体制を計画的に整備します。

その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと等に留意しながら進めます。

2. 子どもの最善の利益の実現

子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるよう配慮します。 いじめや不登校など子ども自身の悩みに関する相談体制の整備や関係諸機関の連携強化 など、すべての子どもの生存と人権、心身の健やかな発達が保障される取り組みを推進し ます。同時に、一人ひとりの個性を大切にした教育やさまざまな社会体験を行いながら、 子どもが主体的に考え、心豊かに育ち、子どもが持つ可能性を最大限に発揮することがで きる環境づくりを進めます。

3. 安心して子育てができるまちづくり

子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができる、また、保護者の家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援できるよう、地域における人的・物的資源を活用した支援施策等の充実を図り、安心して子育てができる地域社会・地域環境づくりを進めます。

また、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭への支援の充実 を図ります。

4. 健やかな成長を育む

疾病、障害、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含めたすべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもも保護者も健やかに成長できるよう、保健施策の充実や障害児に対する療育体制及び相談体制の充実、子どもの虐待予防・防止体制及び相談体制の充実などに取り組みます。

5. 子育てと仕事が両立できる環境づくり

男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られる環境の改善を 促進します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第1節 岸和田市の現状

1. 岸和田市の概況

(1)沿革

岸和田市は、大阪府南部の市です。大正11年(1922年)、全国で87番目に市制をしきました。

大阪湾に臨む中心市街は寛永年間(17世紀初め)以降、岡部氏の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展しました。金属、機械器具、レンズ工業も行われ、臨海部の埋立地には、昭和41年(1966年)以降、木材コンビナートや鉄工団地が建設されました。

和泉山脈北麓と台地では溜池灌漑 (ためいけかんがい) による米のほかタマネギ、みかんや桃、花卉 (かき) の栽培が盛んです。

古くから「城とだんじりのまち」として知られる本市ですが、最近では臨海部の浪切ホールやベイサイドモール、山間部の「牛滝温泉・四季まつり」が、市の新しい顔として近隣からの集客力アップを目指しています。

関西国際空港から車で約15分という距離にあり、大阪都心部からはJR阪和線、南海線、阪和自動車道、阪神高速湾岸線が通じています。

本市は、緑や農地、ため池などの水面が比較的よく残り、「だんじりまつり」を核に 地域社会のまとまりも失われず、町並みなど歴史的環境もよく保全され、職住一体のま ちとして市民が地域と密着してきた伝統を引き継ぎ、岸和田らしい個性と良さが保たれ ています。

しかし、一方では、時代の変化とともに市民の意識やライフスタイルの変化、価値観 の多様化などが進んでいます。

(2)位置と地勢

本市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪都心から25km圏にあります。 西は大阪湾を臨み、西南部は貝塚市、北部は忠岡町、和泉市、南部は和泉山脈を境とし て和歌山県に隣接しています。

東西7.6km、南北17.3kmの細長い地形で、臨海部・平地部・丘陵部・山地部のほぼ4つの地域からなっています。

市制施行当時(大正11年(1922年)11月1日)の市域面積は4.23k㎡、人口は30,673人でしたが、その後、周辺町村の編入や埋め立てにより面積72.32k㎡、人口194,952人(平成31年(2019年)4月1日現在)に達しています。

2. 岸和田市の人口・世帯の動向

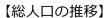
(1)総人口の推移

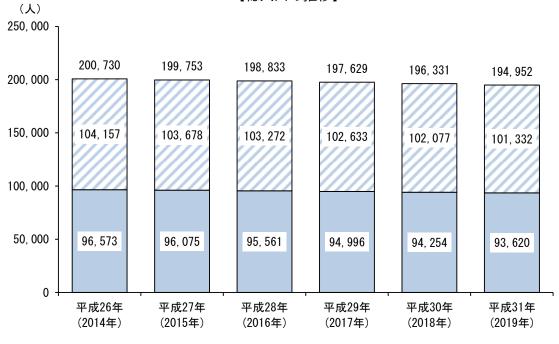
本市の総人口は、平成31年(2019年)は194,952人でした。平成26年(2014年)より5,778人の減少となっており、年々減少しています。

【総人口の推移】

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
総人口	(人)	200, 730	199, 753	198, 833	197, 629	196, 331	194, 952
男性	(人)	96, 573	96, 075	95, 561	94, 996	94, 254	93, 620
女性	(人)	104, 157	103, 678	103, 272	102, 633	102, 077	101, 332
人口増加率(対	対前年比:%)	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.7

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)





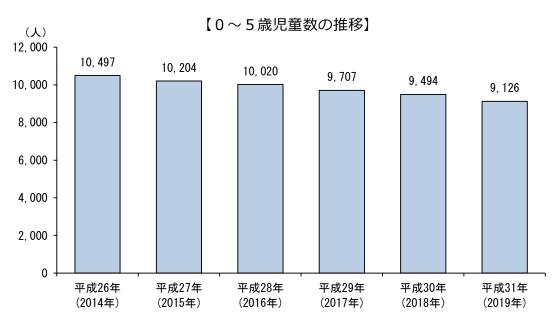
■ 男性

☑ 女性

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)0~5歳児童数の推移

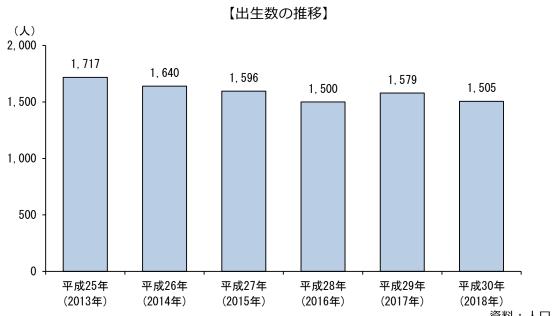
平成31年(2019年)の0~5歳児童数は、9,126人でした。平成26年(2014年)より1,371人の減少となっており、年々減少しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 出生数の推移

平成30年(2018年)の出生数は、1,505人でした。平成28年(2016年)までは年々減少していましたが、平成29年(2017年)に前年より79人増加したものの平成30年(2018年)には74人減少しています。



資料:人口動態

(4)総世帯数、平均世帯人員の推移

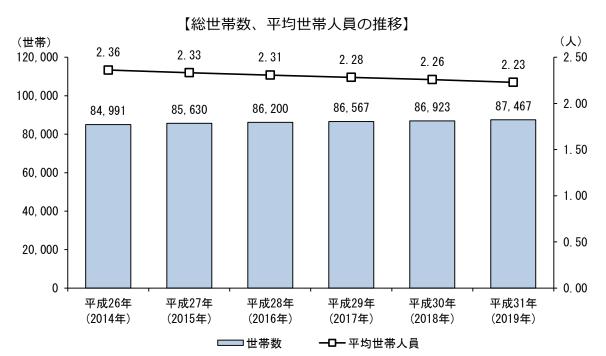
平成31年(2019年)の総世帯数は、87,467世帯であり、人口が減少傾向であるのに対して、世帯数は増加傾向で推移しています。

そのため、平均世帯人員は平成26年(2014年)の2.36人から平成31年(2019年)の2.23人へと減少しており、家族規模が縮小しています。

【総世帯数、平均世帯人員の推移】

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
世帯数	(世帯)	84, 991	85, 630	86, 200	86, 567	86, 923	87, 467
平均世帯人員	(人)	2. 36	2. 33	2. 31	2. 28	2. 26	2. 23

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

第2節 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

1. 就学前児童の状況

就学前児童の在宅率は、0~2歳児が約55%、3歳児が約6%、4~5歳児が約1%と なります。特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の施設利用率は、0~2歳児が約41%、 3歳児が約75%、4~5歳児が約63%となります。私立幼稚園(私学助成)と認可外保育施 設を加えた施設利用率は、0~2歳児が約45%、3歳児が約94%、4~5歳児が約99% となります。年齢の上昇と共に在宅率が減少し、施設利用率が高くなっています。

【就学前児童の状況】

(単位:人)

	O歳	1 歳	2 歳	3 歳	4歳	5 歳
公立保育所 (保育認定)	84	170	203	230	250	257
民間保育園 (保育認定)	69	160	179	185	180	171
公立認定こども園(保育認定)	0	0	2	0	1	1
民間認定こども園(保育認定)	127	346	386	408	374	404
民間小規模保育事業所 (保育認定)	11	16	16	0	0	0
公立幼稚園 (教育認定)	0	0	0	237	376	415
私立幼稚園(教育認定)	0	0	0	17	18	13
私立幼稚園(私学助成)	0	0	0	233	223	232
公立認定こども園(教育認定)	0	0	0	0	0	0
民間認定こども園(教育認定)	0	0	0	91	103	112
認可外保育施設	26	81	71	50	34	37
在宅等	1, 047	728	609	100	30	13
就学前児童数	1, 364	1, 501	1, 466	1, 551	1, 589	1, 655

[※]就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を元にその概要を表したものです。各資料の時点が異なるため正確な値 ではありません。

資料:保育所、幼稚園・認定こども園児童数・・・令和元年(2019年)5月1日現在の児童数

※保育所等在籍児童数には、市内施設だけでなく市外公立・民間施設への委託数も含む

認可外保育施設児童数・・・平成31年(2019年)3月31日現在、広域事業者指導課が所管する5市1町に所在する認 可外保育施設に在籍する児童数(事業所内保育施設に在籍する児童数を含む)

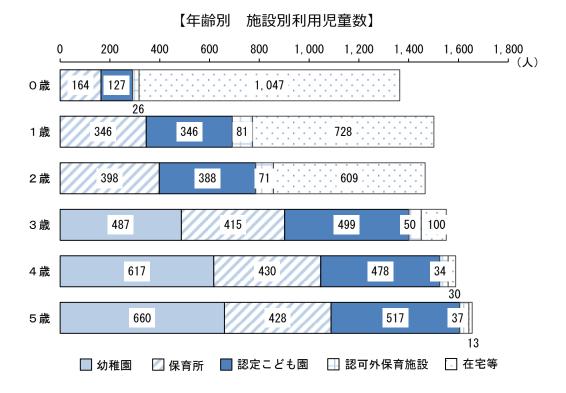
在宅等児童数・・・就学前児童数から保育所、幼稚園、認可外保育施設児童数を差し引いた推計値

就学前児童数・・・平成31年(2019年)4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口

2. 教育・保育施設の年齢別利用状況

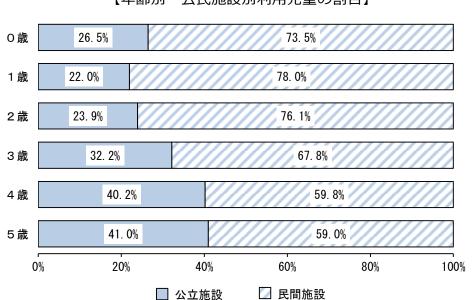
(1)施設別利用児童数

教育・保育施設の利用状況をみると、幼稚園、認定こども園は5歳児が最も多くなって います。



(2) 公民施設別利用児童の割合

公民施設別利用児童の割合をみると、公立施設は4~5歳で40%台を占めており、民間 施設は0~2歳で70%台と高くなっています。



【年齢別 公民施設別利用児童の割合】

(3) 認可施設における教育・保育別利用児童の割合

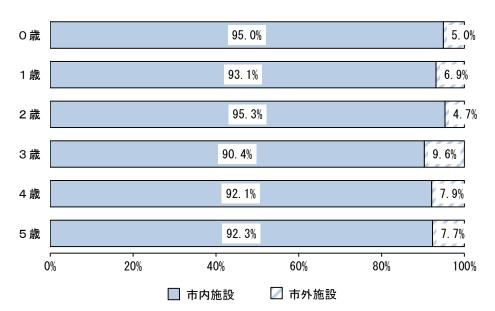
認可施設における教育・保育別利用児童の割合をみると、教育施設は5歳で48.1%と最 も高くなっています。

Ο歳 100.0% 100.0% 1歳 2歳 100.0% 3歳 41.3% 58.7% 4歳 47. 2% 52.8% 5歳 48.1% 51.9% 0% 20% 40% 60% 80% 100% ☑ 保育施設 ■ 教育施設

【年齢別 認可施設における教育・保育別利用児童の割合】

(4)施設の市内・市外別利用児童の割合

認可施設の市内・市外別利用児童の割合をみると、いずれの年齢も市内施設が90%以上 を占めており、市外施設は3歳が9.6%で最も高くなっています。



【年齢別 施設の市内・市外別利用児童の割合】

第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況

1. 地域子ども・子育て支援事業対象事業

(1) 利用者支援事業

特定型利用者支援事業

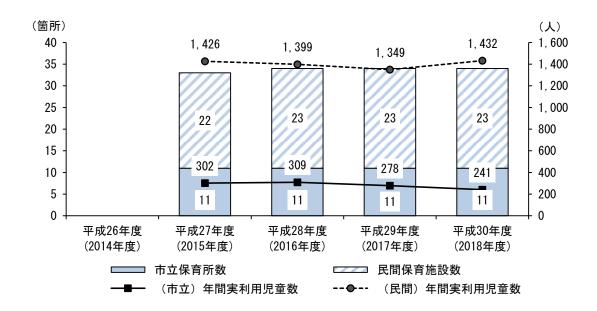
市の窓口で、利用者支援専門員(保育コンシェルジュ)が子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、利用に向けての支援を行っています。また、地域子育て支援拠点の場等に出向き、積極的に情報提供を行っています。

		平成30年度(2018年度)
保育コンシェルジュ相談受付件数	(件)	434

[※]平成30年度の相談受付数は、平成30年8月から平成31年3月までの実績。

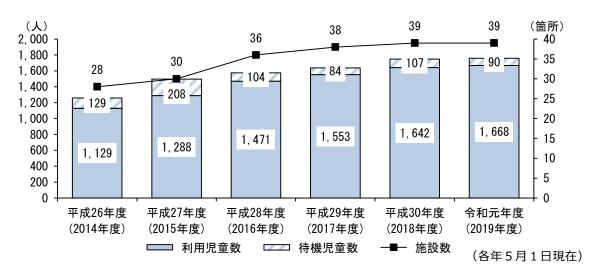
(2)延長保育事業

保育所・認定こども園の開所時間を超えて保育を行っています。



(3) 放課後児童健全育成事業 (チビッコホーム (放課後児童クラブ))

保護者の就労や疾病等により放課後等に家庭で保育を受けられない児童を対象に、健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業としてチビッコホームを開設・運営しています。



【令和元年度(2019年度)】

ア 対象児童 小学1年生~6年生

イ 実施小学校 公設公営:小学校23校39施設

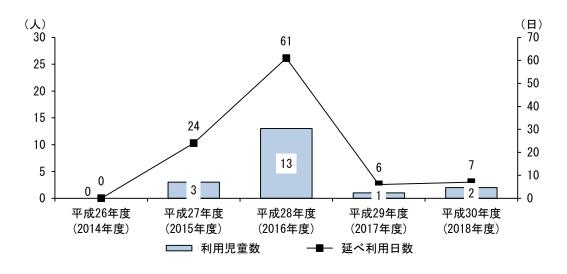
(専用/38施設・併用/1施設、余裕教室等で実施) ※民設民営3施設除く

- ウ 実施日 日曜日、祝日、特に定める日を除く毎日
- 工 実施時間 授業終了時から午後6時30分まで

(土曜日、長期休暇等の学校休業日は、午前8時30分から午後6時30分)

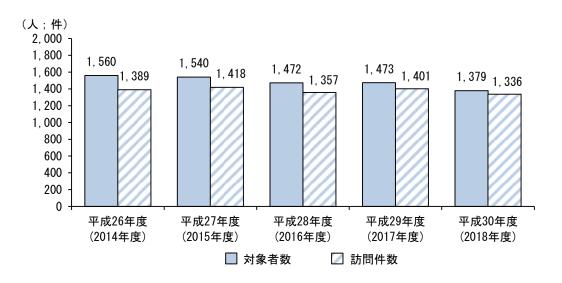
(4)子育て短期支援事業

家庭において保護者の疾病や出産等の理由で一時的に養育することが困難になった児童を、児童養護施設等でお預かりする制度です。



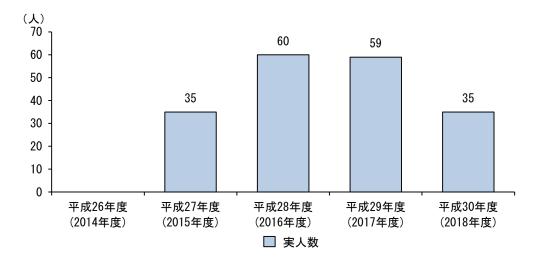
(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

民生委員児童委員協議会の協力で、生後2か月頃の赤ちゃんがいるすべてのご家庭を訪問し、家庭での様子や家族の話をお聞きし、育児情報をお届けする『こんにちは赤ちゃん訪問事業』を実施しています。



(6-1) 養育支援訪問事業

乳幼児を育てる(出産を控えた妊婦も含む)特に支援の必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士・栄養士・臨床心理士などが訪問し、適切な養育にむけた指導や助言を行い、 子育て支援を行います。



(6-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

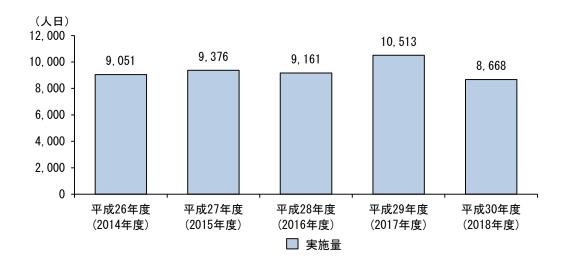
岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)の児童虐待防止ネットワ ーク部会実務者会議で、協議会が対象とする要保護児童等について、支援を把握している 実務者等による進行管理(定期的な状況確認、支援方針の見直し等)を行っています。

また、支援に直接関わっている担当者等が集まる個別ケース検討会議等を行っています。

(単位:回)	平成26年度 (2015年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実務者会議	10	20	21	21	21
ケース検討会議	101	120	101	141	82
関係機関向け研修	1	2	1	1	2

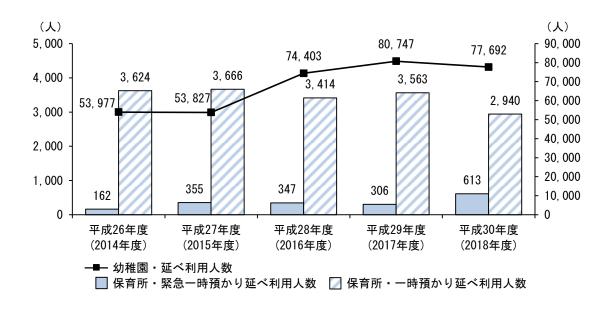
(7)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報 提供等を行い、地域の子育て力の向上につながるよう子育て支援を行っています。



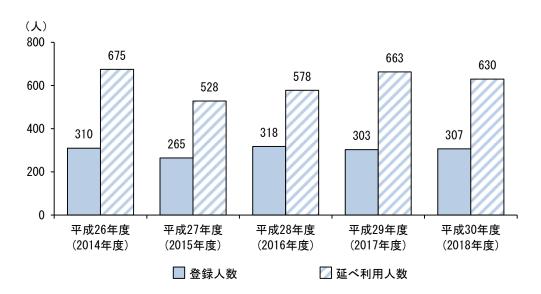
(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育又は預かり保育を行う事業。



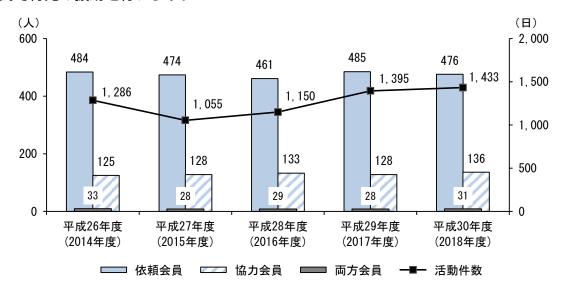
(9) 病児保育事業

病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができない時に、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。



(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

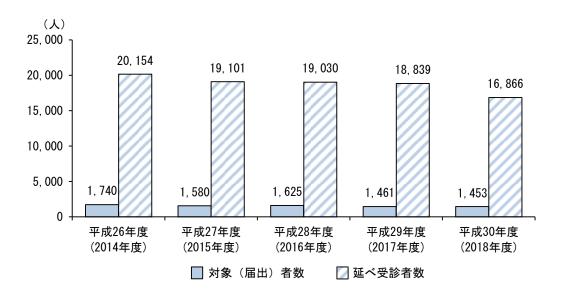
育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、行いたい人(協力会員)を会員登録し、会員 相互間で育児の援助を行います。



活 動 内 容	件数(件)
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	851
(2)保育施設までの送迎	0
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	408
(4)学校の放課後の子どもの預かり	46
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	0
(6)買い物等外出の際の子どもの預かり	4
(7) その他	124
合 計	1, 433

(11) 妊婦健康診査事業

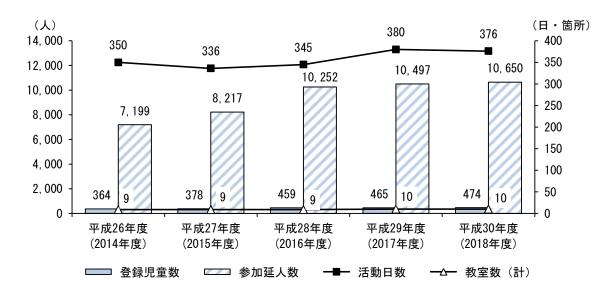
妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、定期的な健診受診を促進しています。



2. その他

(1) 放課後子ども教室事業

学校等を活用して、安全・安心な子どもの居場所(活動拠点)を設け、地域の方々の参画を得て、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末に、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。



地域の産業と就業構造の動向 第4節

1. 就業構造と産業別就業者割合

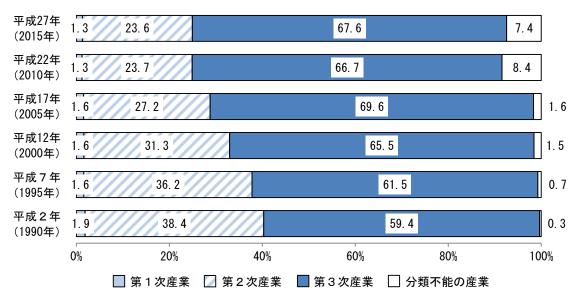
本市に住んでいる就業者は、平成27年(2015年)の国勢調査によると、84,400人で、 第3次産業が67.6%を占めています。第3次産業の中では卸売・小売業とサービス業で 50.9%を占めています。

平成2年(1990年)と比較すると、第2次産業の製造業の減少と第3次産業のサービス 業の増加が特徴的です。

					V 4300 .	~ IH X= 1							
	年次	平成 2 (1990		平成 7 (1995		平成1 (2000		平成1 (2005	-	平成2 (2010	-	平成27年 (2015年)	
区	分	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総	人口	188, 563		194, 818		200, 104		201, 000		199, 234		194, 911	
就	業者数	87, 859	100.0	92, 930	100.0	89, 791	100.0	87, 556	100.0	85, 638	100.0	84, 400	100.0
第	1次産業	1, 654	1. 9	1, 512	1.6	1, 463	1.6	1, 388	1. 6	1, 076	1. 3	1, 098	1. 3
	農業、林業	1, 372	1.6	1, 243	1.3	1, 185	1. 3	1, 147	1. 3	897	1.0	943	1.1
	漁業	282	0. 3	269	0.3	278	0. 3	241	0. 3	179	0. 2	155	0. 2
第	2次産業	33, 752	38. 4	33, 607	36. 2	28, 141	31.3	23, 820	27. 2	20, 265	23.7	19, 959	23. 6
	鉱業	9	0.0	18	0.0	16	0.0	6	0. 0	7	0.0	5	0.0
	建設業	8, 850	10.1	10, 588	11.4	10, 077	11.2	8, 794	10.0	7, 188	8. 4	6, 830	8. 1
	製造業	24, 893	28. 3	23, 001	24. 8	18, 048	20. 1	15, 020	17. 2	13, 070	15.3	13, 124	15. 5
第	3次産業	52, 167	59.4	57, 161	61.5	58, 810	65.5	60, 919	69.6	57, 089	66.7	57, 065	67. 6
	電気・ガス・熱供給・水道業	689	0.8	781	0.8	620	0. 7	472	0. 5	406	0. 5	401	0. 5
	運輸・情報通信業	6, 056	6. 9	7, 082	7. 6	7, 467	8. 3	7, 849	9. 0	7, 589	8. 9	7, 751	9. 2
	卸売、小売業	20, 174	23.0	21, 088	22. 7	20, 859	23. 2	16, 843	19. 2	14, 485	16.9	13, 204	15. 6
	金融、保険業	3, 303	3. 8	3, 231	3. 5	2, 728	3. 0	2, 298	2. 6	2, 080	2. 4	1, 847	2. 2
	不動産業	1, 106	1. 3	1, 179	1.3	1, 201	1. 3	1, 460	1. 7	1, 723	2. 0	1, 765	2. 1
	サービス業	18, 558	21. 1	21, 119	22. 7	23, 517	26. 2	29, 512	33. 7	28, 492	33.3	29, 805	35.3
	公務(他に分類されないもの)	2, 281	2. 6	2, 681	2. 9	2, 418	2. 7	2, 485	2. 8	2, 314	2. 7	2, 292	2. 7
分	類不能の産業	286	0.3	650	0.7	1, 377	1. 5	1, 429	1. 6	7, 208	8. 4	6, 278	7. 4

【就業構造】

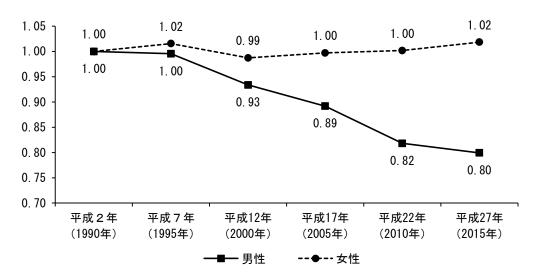
【産業別就業者割合の推移】



資料:国勢調査

2. 就業の状況

平成2年(1990年)を1.00とした場合の就業率の推移では、女性の就業率は大きな変化はありませんが、男性の就業率は年々低下しています。



【平成2年(1990年)を1.00とした場合の岸和田市の就業率の推移】

資料:国勢調査

また、男女別に就業率をみても、前述と同じく男性の比率が年々低下する一方で、女性の比率は平成2年(1990年)からあまり変わっていません。

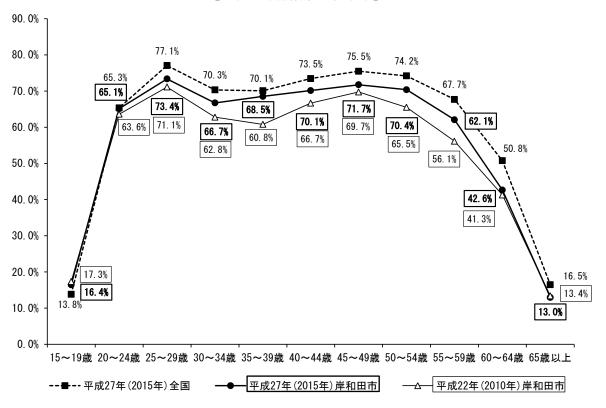
80.0% 74.5% 74. 2% 69.6% 66.5% 70.0% 61.0% 59.6% 57.5% 57.3% 60.0% 54.5% 53.2% 50.7% 50.4% 50.0% 40.0% 42.2% 42.1% 41.5% 41.5% 40.9% 41.4% 30.0% 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 (1990年) (1995年) (2000年) (2005年) (2010年) (2015年) ━━男性 △ - 合計 - 女性

【男女別就業率の推移】

資料:国勢調査

3. 女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率は、15~19歳の階層を除き、全国よりやや低い値で推移してい ます。平成27年(2015年)の本市の状況は、25歳から子育て等が一段落すると思われる 39歳までについては、平成22年(2010年)より上昇し、全国値に近い値となっています。



【女性の年齢階層別就業率】

資料:国勢調査

第3章 子ども・子育て支援施策の推進方法

第1節 教育・保育提供区域の設定

第1期計画における保育の提供区域は、市内における社会資源の整備状況や他の計画などで設定している地域区分を考慮し、身近な圏域であり、他の計画や市の施策とも整合のとりやすい圏域に焦点を当て設定しています。具体的には、岸和田市総合計画において3次生活圏^{*}としている「都市中核地域」「岸和田北部地域」「葛城の谷地域」「岸和田中部地域」「久米田地域」「牛滝の谷地域」の6地域を、教育・保育提供区域として設定し、それぞれの区域において教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保を行ってきました。

各圏域における子育て家庭や児童、社会資源の状況等は大きく変化していないことから、 本計画においても現行の6つの提供区域を継承するものとします。



【教育・保育提供区域の設定】

*3次生活圈

岸和田市では、市民のコミュニティの単位として、3段階の生活圏を設定してまちづくりを進めている。1次生活圏は生活の基本単位である小学校区(24区)、2次生活圏は中学校区(11校区)、3次生活圏は地域的なまとまりを考慮して2次生活圏を複数合わせた地域(6地域)となっている。

6地域の特色はそれぞれ次のとおりです。

【6地域別の幼稚園・保育所・認定こども園数と小・中学校区】

①都市中核地域

行政の中心地として古くから発展し てきた市街地で、岸和田城をはじめとし た歴史・文化資源の蓄積もあり、南海岸 和田駅を中心にさまざまな都市機能が 集まり発展してきました。

②岸和田北部地域

古くから農漁村として開ける一方、紀 州街道沿いは門前町・街道町として栄え るなど、自立性の高い地域として発展し てきました。

③葛城の谷地域

津田川流域に位置し、JR東岸和田駅を 中心とした平地部の都市機能、丘陵部の 良好な住宅地と農用地、山間部の森林な どがバランスよく配置されています。

4)岸和田中部地域

春木川の中・上流地域に位置し、主と して住宅地や農用地として利用されて いて、全体として田園風景が多く残され ており、良好な住環境を形成していま す。

⑤久米田地域

牛滝川と春木川に挟まれ、久米田池・ 久米田寺を中心に発展した地域で、豊富 な歴史資源と自然環境が調和した良好 な市街地が形成されています。

⑥牛滝の谷地域

ほぼ牛滝川に沿った形で市街地、農 村・田園、森林がゆるやかに連続してい る地域で、豊富な遺跡・歴史資源にも恵 まれた良好な市街地を形成しています。

では 中学校区 小学校区 小学校区 小学校区 小学校区 小学校区 中央	シュシスク	リリマノタリ作出区		認定こども	国数に小	
情域 域内 浜 域内 東光 大 大 本 大 公民 公民<	区域	中学校区	小学校区	幼稚園	保育所	認定 こども園
To a property in the property i			中央			
都市中核 浜 野村 朝陽 野村 東光 大春 大木 大春 大城北 新胞 大海 大春 大城北 新胞 大海 大崎 東湖 大春 大城北 大城 新胞 大海 大崎 東湖 大崎 東湖 大崎 東湖 大崎 東湖 大崎 大崎 東湖 公民 公民 公民 公民 <t< td=""><td>①</td><td>岸城</td><td>城内</td><td></td><td></td><td></td></t<>	①	岸城	城内			
大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	一都		浜	公:5園	公: 4 園	公:0園
光陽 東光 大宮 大宮 春木 大芝 大井 公 22 公 22 公 22 公 22 公 22 公 22 公 23 公 24 公 25 24 公 24	中中华	野村	朝陽	民:1園	民:1園	民:2園
大宮 大宮 木 大宮 木 大宮 木 大宮 大宮	伙	시 <u>(</u> 78	東光			
春木 大芝 大芝 大芝 水 城北 大芝 城北 水 大芝 城北 水 大芝 城北 大芝 城北 水 大芝 公民: 1 水 大芝 公民: 2 太田 公民: 2 公民: 2 東葛城 公民: 2 公民: 2 東葛城 公民: 2 公民: 2 東葛城 公民: 2 公民: 1 京盤 公民: 2 公民: 1 八木木 八木木 八木南 山直北 八木南		兀吻	大宮			
北部 北 水化 水化 新条 地 太田 天神山 修齐 東葛城 米明 公: 2園 大明 公: 2園 東葛城 公: 2園 公: 1園 大明 公: 2園 大明 公: 2園 大田 八木北 八木市 山直北	②	* +	春木			
北部 北 水化 水化 新条 地 太田 天神山 修齐 東葛城 米明 公: 2園 大明 公: 2園 東葛城 公: 2園 公: 1園 大明 公: 2園 大明 公: 2園 大田 八木北 八木市 山直北	岸和	谷 个	大芝	公:4園	公:2園	公:0園
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	田北	مالہ	城北	民:0園	民:1園	民:6園
土生 太田 天神山 公:5園 高城 天神山 修斉 東葛城 米明 公:2園 大明 公:2園 大明 公:2園 大明 公:2園 大田 大宗盤 大木 八木北 八木南 八木南 山直北	部	315	新条			
(3) 太田 天神山 (4) 修育 東葛城 (4) 光明 公: 2園 公: 1園 (5) 大米田 八木北 八木市 (5) 八木市 八木市 山直北		1 4	旭			
谷 葛城 修育 東葛城 4 光明 公: 2園 公: 1園 公: 0 民: 2園 民: 1 常盤 尺: 0園 民: 2園 公: 0 民: 0園 民: 3 八木北 八木 八木南 山直北 八木市 山直北	③葛城の	土生	太田	E		
谷 葛城 修育 東葛城 4 光明 公: 2園 公: 1園 公: 0 民: 2園 民: 1 常盤 尺: 0園 民: 2園 公: 0 民: 0園 民: 3 八木北 八木 八木南 山直北 八木市 山直北			天神山			
(4)	谷	葛城	修斉	氏:]園	氏: 1 園	氏:2ඕ
中部 常盤 氏: 0園 氏: 2園 氏: 1 (5) 八木北 八木 公: 3園 公: 1園 公: 0 八木南 八木南 日直北 日本 日本 日本 日本			東葛城			
中部 常盤 氏: 0園 氏: 2園 氏: 1 (5) 八木北 八木 公: 3園 公: 1園 公: 0 八木南 八木南 日直北 日本 日本 日本 日本	4)岸和	1m/ /s	光明	公:2園	公:1園	公:0園
久米田 八木 八木 八木南 八木南 日本 山直北 公:3園 公:1園 公:0 民:0園 民:0園 民:3	中	桜台	常盤	民:0園	民:2園	民:1園
山直北	(5)		八木北			
山直北	<u>久</u> 米	久米田	八木			公:0園
山直北	Ħ		八木南	氏: 0 園	氏: 0 園	氏:3国
	0		山直北			
(b) 上 山直 城東 公:4園 公:1園 公:0	9#3	山直	城東	公:4園	公:1園	公:0園
⑥ 中 山直 城東 公:4園 公:1園 公:0 市 山直南 民:0園 民:1園 民:3	運の 公		山直南	民:0園	民:1園	民:3園
山滝山滝	台	山滝	山滝			
公: 23園 公: 11園 公: 0	≞⊥	1145	0.4++ 🖂	公:23園	公:11園	公:0園
計 11校区 24校区 民: 2園 民: 6園 民: 17	計	□校区	24校区	民:2園	民:6園	民:17園

※平成31年(2019年) 4月1日現在

第2節 教育・保育等の量の見込み及び確保に関する事項

1. 教育・保育の概要

本事業では、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育での教育・保育を実施しま す。それぞれの事業の概要は下記の通りです。

幼 稚 園:小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。

認定こども園:教育と保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ

持ち、地域の子育て支援も行う施設。

保育所: 就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。

地域型保育:保育所(原則20人以上)より少人数単位で、0~2歳の子どもを預かる事業。

①家庭的保育(保育ママ)、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型

保育の4つのタイプがある。

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認 定区分が設けられており、認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます。

■認定区分

1号認定子ども:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども

【施設等利用先】幼稚園、認定こども園

2号認定子ども:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【施設等利用先】保育所、認定こども園

3号認定子ども:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

【施設等利用先】保育所、認定こども園、小規模保育等

■利用の流れ

《幼稚園等を利用希望の場合》

- ①幼稚園等に直接利用申し込み
- ②幼稚園等から入園の内定
- ③幼稚園等を通じて認定を申請
- ④幼稚園等を通じて市から認定証が交付

⑤幼稚園等と契約

《保育所等での保育を利用希望の場合》

- ①市に「保育の必要性」を認定
- ②市から認定証が交付

※①と③は同時 に行えます

- ③保育所等の利用希望の申込
- ④利用希望、施設状況等により市が調整

⑤利用先決定後、契約

2. 教育・保育の量の見込みの推計方法

教育・保育の量の見込みは、国の考え方(国ワークシートによる機械的な算出方法)に 基づき、本市における現在の保育の利用状況や保護者の利用希望等を勘案して、下表の人 口推計を基に算出しています。

□人口推計

計画年度毎の人口推計は以下の通りです。

£_ 15A		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年齢	区域	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	市全体	1, 531	1, 499	1, 466	1, 436	1, 412
	①都市中核	394	387	382	375	370
	②岸和田北部	281	269	259	250	244
O歳	③葛城の谷	276	272	266	262	259
	④岸和田中部	167	162	157	155	153
	⑤久米田	235	234	230	224	220
	⑥牛滝の谷	178	175	172	170	166
	市全体	1, 359	1, 525	1, 493	1, 460	1, 430
	①都市中核	334	386	379	374	367
	②岸和田北部	229	277	265	255	246
1 歳	③葛城の谷	236	265	261	255	251
	④岸和田中部	180	173	168	163	161
	⑤久米田	217	239	238	234	228
	⑥牛滝の谷	163	185	182	179	177
	市全体	1, 500	1, 359	1, 524	1, 492	1, 459
	①都市中核	370	331	382	375	370
	②岸和田北部	259	225	272	260	250
2 歳	③葛城の谷	277	235	264	260	254
	④岸和田中部	181	177	170	165	160
	⑤久米田	220	216	238	237	233
	⑥牛滝の谷	193	175	198	195	192
	市全体	2, 859	2, 884	3, 017	2, 952	2, 889
	①都市中核	704	717	761	749	737
	②岸和田北部	488	502	537	515	496
1 • 2 歳計	③葛城の谷	513	500	525	515	505
	④岸和田中部	361	350	338	328	321
	⑤久米田	437	455	476	471	461
	⑥牛滝の谷	356	360	380	374	369

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年齢	区域	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	市全体	1, 461	1, 494	1, 354	1, 519	1, 487
	①都市中核	353	365	326	377	370
	②岸和田北部	229	253	220	266	254
3 歳	③葛城の谷	232	267	226	254	250
	④岸和田中部	225	183	179	172	167
3 歳 4 5 歳 計	⑤久米田	244	221	217	239	238
	⑥牛滝の谷	178	205	186	211	208
	市全体	1, 542	1, 452	1, 485	1, 345	1, 510
	①都市中核	372	349	360	321	372
	②岸和田北部	255	220	244	211	256
4 歳	③葛城の谷	257	234	269	228	256
	④岸和田中部	195	219	177	174	167
	⑤久米田	249	243	220	216	238
	⑥牛滝の谷	214	187	215	195	221
	市全体	1, 578	1, 533	1, 443	1, 474	1, 337
	①都市中核	397	374	351	362	323
	②岸和田北部	292	251	216	240	207
5 歳	③葛城の谷	241	249	226	260	220
	④岸和田中部	214	195	219	177	174
	⑤久米田	227	252	246	222	220
	⑥牛滝の谷	207	212	185	213	193
	市全体	3, 120	2, 985	2, 928	2, 819	2, 847
	①都市中核	769	723	711	683	695
	②岸和田北部	547	471	460	451	463
4 • 5 歳計	③葛城の谷	498	483	495	488	476
	④岸和田中部	409	414	396	351	341
	⑤久米田	476	495	466	438	458
	⑥牛滝の谷	421	399	400	408	414
	市全体	4, 581	4, 479	4, 282	4, 338	4, 334
	①都市中核	1, 122	1, 088	1, 037	1, 060	1, 065
O - 4 - E '	②岸和田北部	776	724	680	717	717
	③葛城の谷	730	750	721	742	726
ĒΙ	④岸和田中部	634	597	575	523	508
	⑤久米田	720	716	683	677	696
	⑥牛滝の谷	599	604	586	619	622
	市全体	8, 971	8, 862	8, 765	8, 726	8, 635
	①都市中核	2, 220	2, 192	2, 180	2, 184	2, 172
O	②岸和田北部	1, 545	1, 495	1, 476	1, 482	1, 457
	③葛城の谷	1, 519	1, 522	1, 512	1, 519	1, 490
āT	④岸和田中部	1, 162	1, 109	1, 070	1, 006	982
	⑤久米田	1, 392	1, 405	1, 389	1, 372	1, 377
	⑥牛滝の谷	1, 133	1, 139	1, 138	1, 163	1, 157

3. 教育・保育の量の見込み及び確保に関する事項

(1) 1号・2号・3号認定区分別

□算出方法

《1号・2号認定(幼稚園・保育所等)》

・ニーズ調査の結果により1号・2号(幼稚園)、2号(保育等)を算出し、入所等の 実績を基に補正を行いました。

《3号認定(保育所等)》

- ・0歳の『量の見込み』は、育児休業取得等の状況を加味して算出しました。
- ・ニーズ調査の結果から算出し、入所等の実績を基に補正を行いました。

□量の見込み

	認定区	7 公	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	心足区	<u>-</u> /J	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
量	1号認定十		2, 021	1, 921	1, 794	1, 743	1, 680
စ	2号認定(2号認定(幼稚園)		1, 021	1, 701	1, 710	1, 000
見込	2号認定(保育所)		2, 434	2, 447	2, 410	2, 521	2, 595
み	1号・2号	認定計	4, 455	4, 368	4, 204	4, 264	4, 275
$\widehat{}$	3号認定 0歳		345	350	355	361	368
스	3 万総化	1・2歳	1, 649	1, 710	1, 827	1, 824	1, 823
	3号認定計		1, 994	2, 060	2, 182	2, 185	2, 191

(2)教育・保育(幼稚園)

□量の見込み

幼稚園を利用する1号・2号認定の量の見込みです。

		認定区分	令和 2 年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和 4 年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
			3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳
量		市全体	578	1, 443	574	1, 347	513	1, 281	562	1, 181	539	1, 141
単の	区域内訳	①都市中核	180	439	186	401	166	382	192	355	186	349
見		②岸和田北部	79	188	84	157	71	148	82	140	76	138
の見込み		③葛城の谷	66	261	76	247	64	247	72	237	71	226
		④岸和田中部	100	181	79	179	75	166	70	143	66	134
人		⑤久米田	89	223	80	230	79	214	86	190	86	188
		⑥牛滝の谷	64	151	69	133	58	124	60	116	54	106

□確保方針

- ・現在、10園で実施している3歳児の受け入れを継続していきます。
- ・確保方針については、市が策定を予定する市立幼稚園及び保育所の再編計画と整合 を図りつつ、本計画期間中の必要な時期に見直しを行います。

□不足数・確保数等

幼稚園の年度ごとの確保数・過不足数です。

				令和2年度((2020年度)	令和3年度((2021年度)	令和4年度	(2022年度)	令和5年度	(2023年度)	令和6年度(2024年度)
		認	定区分	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
		量の	見込み(人)【①】	578	1,443	574	1,347	513	1,281	562	1,181	539	1,141
		確	保量(人)[2]	582	2,035	582	2,035	582	2,035	582	2,035	582	2,035
岸和	田本		私学助成幼稚園	226	485	226	485	226	485	226	485	226	485
		施設	施設型給付施設	106	235	106	235	106	235	106	235	106	235
合	計	種別	公立幼稚園定員	250	1, 315	250	1, 315	250	1, 315	250	1, 315	250	1, 315
			(参考)公立幼稚園 単年度確保量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		iń		4	592	8	688	69	754	20	854	43	894
		量の	見込み(人)【①】	180	439	186	401	166	382	192	355	186	349
		確	保量(人)[②]	170	520	170	520	170	520	170	520	170	520
	都		私学助成幼稚園	65	135	65	135	65	135	65	135	65	135
	市中	施設	施設型給付施設	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60
	核	種別	公立幼稚園定員	75	325	75	325	75	325	75	325	75	325
			(参考)公立幼稚園 単年度確保量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ú	過不足【②一①】	▲ 10	81	▲ 16	119	4	138	▲ 22	165	▲ 16	171
		量の)見込み(人)【①】	79	188	84	157	71	148	82	140	76	138
		確	保量(人)[2]	109	339	109	339	109	339	109	339	109	339
	岸和		私学助成幼稚園	16	28	16	28	16	28	16	28	16	28
	田	施設	施設型給付施設	43	91	43	91	43	91	43	91	43	91
	北部	種別	公立幼稚園定員	50	220	50	220	50	220	50	220	50	220
			(参考)公立幼稚園 単年度確保量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		iá	過不足【②一①】	30	151	25	182	38	191	27	199	33	201
		量の	見込み(人)【①】	66	261	76	247	64	247	72	237	71	226
		確	保量(人)[②]	70	346	70	346	70	346	70	346	70	346
	葛		私学助成幼稚園	39	106	39	106	39	106	39	106	39	106
	城の谷	施設	施設型給付施設	6	20	6	20	6	20	6	20	6	20
		種別	公立幼稚園定員	25	220	25	220	25	220	25	220	25	220
_			(参考)公立幼稚園 単年度確保量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 圏		il	過不足【②一①】	4	85	▲ 6	99	6	99	▲ 2	109	▲ 1	120
域 別		量の	見込み(人)【①】	100	181	79	179	75	166	70	143	66	134
		確	保量(人)[②]	71	256	71	256	71	256	71	256	71	256
	岸和	44.	私学助成幼稚園	43	65	43	65	43	65	43	65	43	65
	田中	施設	施設型給付施設	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6
	部	種別	公立幼稚園定員	25	185	25	185	25	185	25	185	25	185
	ı		(参考)公立幼稚園 単年度確保量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		id	圖不足【②一①】	▲ 29	75	▲ 8	77	▲ 4	90	1	113	5	122
			見込み(人)【①】	89	223	80	230	79	214	86	190	86	188
		確	保量(人)[②]	82	294	82	294	82	294	82	294	82	294
	久	施	私学助成幼稚園	23	76	23	76	23	76	23	76	23	76
	米田	設種	施設型給付施設	9	28	9	28	9	28	9	28	9	28
		別	公立幼稚園定員 (参考)公立幼稚園	50	190	50	190	50	190	50		50	190
	i		単年度確保量	0	0	0	0	0	0	0		0	0
			過不足【②一①】	▲ 7	71	2	64	3		▲ 4		▲ 4	106
			見込み(人)【①】	64	151	69	133	58	124	60	116	54	106
		皬	保量(人)【②】	80	280	80	280	80	280	80	280	80	280
	牛滝	施	私学助成幼稚園	40	75	40	75	40	75	40		40	75
	の谷	設種	施設型給付施設	15	30	15	30	15	30	15		15	30
	Д	別	公立幼稚園定員 (参考)公立幼稚園	25	175	25	175	25	175	25	175	25	175
		.,	単年度確保量	0	0	0	0	0	0	0		0	174
		i	過不足【②一①】	16	129	11	147	22	156	20	164	26	174

(3)教育・保育(保育所等)

□量の見込み

保育所等を利用する2号・3号認定の量の見込みです。

《2号認定》

		令和2年度認定区分(2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和 4 年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		
			3歳	4•5歳	3 歳	4•5歳	3 歳	4•5歳	3歳	4•5歳	3歳	4•5歳
量		市全体	773	1, 661	817	1, 630	763	1, 647	883	1, 638	889	1, 706
の	区域内訳	①都市中核	152	330	163	322	151	329	181	328	184	346
見		②岸和田北部	150	359	169	314	149	312	184	311	178	325
見込み		③葛城の谷	110	237	130	236	113	248	130	251	132	250
		4)岸和田中部	125	228	104	235	104	230	102	208	101	207
人		⑤久米田	122	237	115	257	118	252	135	248	140	270
		⑥牛滝の谷	114	270	136	266	128	276	151	292	154	308

《3号認定》

		令和 2 年度 認定区分 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)		令和 4 年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
			0歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳
量		市全体	345	1, 649	350	1, 710	355	1, 827	361	1, 824	368	1, 823
		①都市中核	62	310	63	328	64	362	65	371	66	379
見	区域内	②岸和田北部	87	390	88	402	89	430	90	412	92	397
の見込み		③葛城の谷	54	271	56	278	57	306	59	315	61	324
		④岸和田中部	46	230	47	231	48	231	50	233	52	236
人	訳	⑤久米田	34	174	33	183	33	194	32	194	31	192
		⑥牛滝の谷	62	274	63	288	64	304	65	299	66	295

□確保方針

・保育所(園)、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所(A型)において、施設 整備による利用定員の拡大と併せて円滑化による入所児童の拡大を行い、提供体制 を確保します。

【令和2年度(2020年度)】定員見直し(1施設)

【令和3年度(2021年度)】定員見直し(1施設)

【令和4年度(2022年度)】認定こども園新設及び増改築(2施設)

小規模保育事業所(A型)新設(2施設)

【令和5年度(2023年度)】認定こども園新設(3施設)

小規模保育事業所(A型)新設(1施設)

【令和6年度(2024年度)】認定こども園新設(3施設)

小規模保育事業所(A型)新設(1施設)

- ※新たに整備を予定する施設は、市内の保育施設を運営する事業者の意向を参考に計画しています。個別の施設整備については、保育事業を取り巻く社会情勢や保育ニーズの変化に応じて適宜見直しを行い、柔軟に実施します。
- ※小規模保育事業所(A型)の新設に当たっては、3歳到達後に入所可能な連携施設の確保に留意します。
- ※確保方針については、市が策定を予定する市立幼稚園及び保育所の再編計画の進捗 に合わせて見直しを行います。
- ※利用定員の拡大を着実に行うため、大阪府保育士・保育所支援センターが行う保育 士体験事業への参加等、保育士確保に向けた取組を行います。

□不足数・確保数等

保育所等の年度ごとの確保数・過不足数です。

(単位:人)

		令和2年度(2020年度)		度)	会系	03年度(2021年	度)	会系	04年度((2022年	度)) 令和5年度(2023年度)		度)	令和6年度(2024年度)					
	認定区分	0歳	1.2歳	3歳	4・5歳	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	0歳	1・2歳	3歳	4.5歳
T	量の見込み【①】	345	1,649	773	1,661	350	1,710	817	1,630	355	1,827	763		361	1,824	883	1,638	368	1,823	889	
岸	確保量【②】	384	1,501	856	1,776	387	1,501	856	1,776	420	1,585	903	1,881	447	1,716	973	2,031	471	1,826	1,024	
和 =	利用定員	331	1.328	800	1,671	334	1,328	800	1,671	367	1.413	845	1,771	394	1,544	915	1,921	418	1.654	966	2.023
市	内(さた字号が土物)	3	6	000	1,071	3	1,020 0	000	1,071	33	85	45	100	27	131	70	150	24	110	51	102
	記 (プラルラ (ガンダ) 円滑化受入数	53	173	56	105	53	173	56	105	53	172	58	110	53	172	58	110	53	172	58	•
計	過不足【②一①】	39	▲ 148	83	115	37	▲ 209	39	146	65	▲ 242	140	234	86	▲ 108	90	393	103	3	135	
-	量の見込み【①】	62	310	152	330	63	328	163	322	64	362	151	329	65	371	181	328	66	379	184	
	確保量[②]	63	262	156	328	63	262	156	328	96	346	203	433	96	366	203	433	96	366	203	
都一市	利用定員	54	224	144	311	54	224	144	311	87	309	189	411	87	329	189	411	87	329	189	411
中	内(うた 定員拡大物)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(33)	(85)	(45)	(100)	(0)	(20)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
核	訳 (75) 足貝弧八級/ 円滑化受入数	9	38	12	17	9	38	12	17	9	37	14	22	9	37	14	22	9	37	14	•
	過不足【②一①】	1	▲ 48	4	A 2	0	▲ 66	▲ 7	6	32	▲ 16	52	104	31	▲ 5	22	105	30	▲ 13	19	
	量の見込み【①】	87	390	150	359	88	402	169	314	89	430	149	312	90	412	184	311	92	397	178	
1 I F	確保量【②】	102	390	239	496	105	390	239	496	105	390	239	496	105	390	239	496	117	426	257	
和	利用定員	85	358	219	452	88	358	219	452	88	358	219	452	88	358	219	452	100	394	237	488
	内(うち 宝昌拡大物)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(12)	(36)	(18)	
北部	訳 (75) 足質拡入数/ 円滑化受入数	17	32	20	44	17	32	20	44	17	32	20	44	17	32	20	44	17	32	20	
	過不足【②一①】	15	0	89	137	17	▲ 12	70	182	16	▲ 40	90	184	15	▲ 22	55	185	25	29	79	
	量の見込み【①】	54	271	110	237	56	278	130	236	57	306	113	248	59	315	130	251	61	324	132	
1 I F	確保量【②】	55	207	113	233	55	207	113	233	55	207	113	233	73	267	153	323	79	311	168	
葛	利用定員	39	174	108	223	39	174	108	233	39	174	108	233	57	234	148	313	63	278	163	
城の	内(うち定員拡大数)	(3)	(6)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(18)	(60)	(40)	(90)	(6)	(44)	(15)	•••••
	訳 (75足貝拡入数) 円滑化受入数	16	33	5	10	16	33	5	10	16	33	5	10	16	33	5	10	16	33	5	************
6	過不足【②一①】	10	▲ 64	3	1 0	▲ 1	3 3	▲ 17	1 0	▲ 2	▲ 99	0		14		23	72	18	▲ 13	36	
44	量の見込み【①】	46	230	125	228	47	231	104	235	48	231	104	230	50	233	102	208	52	236	101	
別	確保量【②】	55	222	120	242	55	222	120	242	55	222	120	242	55	222	120	242	55	222	120	-
和	利用定員	53	201	109	222	53	201	109	222	53	201	109	222	53	201	109	222	53	201	109	
	内(うち定員拡大数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	•
中部	訳 (プラル 質拡入数) 円滑化受入数	2	21	11	20	2	21	11	20	2	21	11	20	2	21	11	20	2	21	11	•
	過不足【②一①】	9	▲ 8	A 5	14	8	▲ 9	16	7	7	▲ 9	16	12	5	▲ 11	18	34	3	▲ 14	19	
	量の見込み【①】	34	174	122	237	33	183	115	257	33	194	118	252	32	194	135	248	31	192	140	
1 I F	確保量【②】	44	183	110	225	44	183	110	225	44	183	110	225	50	213	128	261	50	213	128	-
久	利用定員	43	171	107	219	43	171	107	219	43	171	107	219	49	201	125	255	49	201	125	
	内(うち 宝昌拡大物)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(30)	(18)	(36)	(0)	(0)	(0)	
田	訳「フラルラムの大学」	1	12	3	6	1	12	3	6	1	12	3	6	1	12	3	6	1	12	3	
	過不足【②一①】	10	9	▲ 12	▲ 12	11	0	▲ 5	▲ 32	11	▲ 11	▲ 8	▲ 27	18	19	<u>3</u> 7	13	19	21	▲ 12	·
	量の見込み【①】	62	274	114	270	63	288	136	266	64	304	128	276	65	299	151	292	66	295	154	
	確保量【②】	65	274	118	252	65	237	118	252	65	237	118	252	68	258	130	292	74	288	148	
牛	利用定員	57	200	113	244	57	200	113	244	57	200	113	244	60	238	125	268	66	251	143	
滝の	内(うち定員拡大数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(21)	(12)	(24)	(6)	(30)	(18)	
谷	訳 (75足貝拡入数) 円滑化受入数	8	37	5	8	8	37	5	8	8	37	5	8	8	37	5	(24)	8	37	5	
	過不足【②一①】	3	▲ 37	4	△ 18	2	3 51	▲ 18	o ▲ 14	1	▲ 67	▲ 10	△ 24	3	▲ 41	± 21	▲ 16	8	3 7	∆ 6	-
لللا	廖小庄【②─①】	3	▲ 3/	4	■ 18	2	▲ 51	▲ 18	A 14		▲ 0/	A 10	▲ 24	3	A 41	▲ 21	▲ 16	8	A /	▲ 6	4

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に関する事項

1. 各地域子ども・子育て支援事業の概要

本計画では、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、以下の 13 事業を実施し ます。

	事業	事業の概要
		子どもや保護者等、または妊娠期の方が、教育・保育
1	利用者支援事業	施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよ
		うサポートする事業。
		保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由
2	延長保育事業	により、通常の利用時間以外の時間において保育を行
		う事業。
	共河悠归辛牌人李代市 费	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕
	放課後児童健全育成事業	教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場
3	(チビッコホーム(放課後児 幸々゠ヺい	を与えて、その健全育成を図る事業。対象児童は6年
	童クラブ)) 	生まで。
		保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の
	子育て短期支援事業	理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童
	(ショートステイ)	養護施設など保護を適切に行うことができる施設にお
4		いて養育・保護を行う事業(原則として7日以内)。
4		保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は
	子育て短期支援事業	休日に不在となり児童の養育が困難となった等の緊急
	(トワイライトステイ)	の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことが
		できる施設において児童を預かる事業。
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子
5	(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	育て支援に関する情報提供等を行う事業。
6–1	養育支援訪問事業	支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育にむけた指導
0-1		や助言を行い、子育て支援を行う事業。
		要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネット
6-2	子どもを守る地域ネットワーク	ワーク)の機能強化を図るため、ネットワーク構成員
0-2	機能強化事業	(関係機関)の専門性強化とネットワーク機関間の連
		携強化を図る取組を実施する事業。
		公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児の
7	地域子育て支援拠点事業	いる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供をす
		る事業。

	事業	事業の概要
8	一時預かり事業 (幼稚園) 一時預かり事業 (保育所・認定こども園)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所・認定こども園等で一時的に 預かる事業。
9	病児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 (相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)
11	妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査を行う事業。(母子保健法第13条 により規定)
12	実費徴収に係る補足給付を行 う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費(副食材料費)、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
13	多様な事業者の参入促進・能 力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に 関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用し た特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するた めの事業

[※]事業13は、幼稚園、保育所等の整備状況を踏まえて今後検討します。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に関する事項

(1)利用者支援事業

□算出方法

・地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援 などを実施するに当たり、利用者支援事業の利用実績や子ども・子育て支援事業等 の量の見込みを勘案して、整備目標を立てています。

□量の見込み

整備数 (単位:箇所)	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

口確保方針

・特定型利用者支援事業については、現体制で事業の提供が可能です。利用状況に応 じて取組の拡充を検討します。また、子育て支援事業等の情報集約・提供、相談等 の実施と併せて、各事業の利用促進を図ります。

(2)延長保育事業

□算出方法

・市内 38 箇所の保育施設で延長保育事業を行っています。今後開設する保育施設に おいても延長保育事業を行うことから、2号・3号に対する保育の確保量(確保量 が見込量を超える場合は見込量)を量の見込みとして算出しています。

□量の見込み

(単位:人)	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和 6 年度
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
市全体	4, 280	4, 298	4, 350	4, 598	4, 786

□確保方針

・今後も市内全保育施設で実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業(チビッコホーム(放課後児童クラブ))

□算出方法

・通年開設しているチビッコホームに加え、待機児童対策として夏期学校休業期間中 のみ、夏期チビッコホームを5校(令和元年度)開設しています。この夏期ホーム 開設5校については、余裕教室がないため通年での保育室の確保が困難となってい ます。夏期ホーム開設5校については今後も継続するとして、通年・夏期と分けて 量の見込みを算出しています。

□量の見込み

《全体》

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	I			(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
			低学年	1, 611	1, 630	1, 629	1, 584	1, 585
	通年		高学年	206	210	210	204	200
量の見込み			全体	1, 817	1, 840	1, 839	1, 788	1, 785
(人)	夏期		低学年	135	134	132	129	125
	()は夏期		高学年	136	134	132	129	128
	開設5校		全体	271 (176)	268 (175)	264 (171)	258 (167)	253 (164)
確保量	通年		全体	1, 733	1, 750	1, 756	1, 713	1, 716
(人)	夏期		全体	245	260	254	242	233
			全体	▲84	▲ 90	▲83	▲ 75	▲ 69
	通年		うち夏期開設 5 校	▲ 75	▲86	▲83	▲ 75	▲69
`@ #_			うちその他校	▲ 9	▲4	0	0	0
過不足数 (人)			全体	▲ 26	▲ 6	▲3	▲ 3	0
(X)	夏期		うち夏期開設 5校	▲ 6	▲1	0	0	0
			うちその他校	▲20	▲ 5	▲3	▲3	0
		全	È体	▲ 35	▲ 10	▲3	▲3	0

[※]夏期ホーム開設5校の通年ホーム利用希望者の待機児童については、夏期ホーム利用希望者として取り扱う こととしています。

《小学校区別》 (単位:人)

																				_					_						(半		<u>- </u>		
区分		量の見	見込み(合計)				1年生					2年生					3年生					4年生					5年生					6年生		
校名	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
中央	39	36	31	34	32	13	9	10	13	11	12	12	9	10	13	7	5	5	4	4	6	9	6	6	4	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
夏期	3	3	3	3	2	0.43	0.29	0.33	0.42	0.35	0.44	0.43	0.29	0.33	0.42	0.66	0.44	0.43	0.29	0.33	0.48	0.66	0.44	0.43	0.29	0.53	0.48	0.66	0.44	0.43	0.48	0.53	0.48	0.66	0.44
城内	105	113	114	109	112	52	55	51	47	53	45	48	52	49	47	8	10	11	13	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏期	66	67	64	64	63	3.98	4.19	3.92	3.63	4.06	8.24	8.33	8.78	8.20	7.59	24.81	25.32	25.60	26.97	25.21	13.09	9.91	10.11	10.23	10.77	12.44	16.00	12.11	12.36	12.50	3.03	2.92	3.76	2.84	2.90
浜	23	24	24	20	18	10	12	11	7	8	10	8	10	9	6	3	4	3	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏期	3	3	2	2	2	0.35	0.44	0.39	0.27	0.29	0.45	0.35	0.44	0.39	0.27	0.42	0.45	0.35	0.44	0.39	0.43	0.42	0.45	0.35	0.44	0.42	0.43	0.42	0.45	0.35	0.52	0.42	0.43	0.42	0.45
朝陽	91	93	94	95	103	32	34	33	35	39	30	26	29	28	31	17	21	18	20	20	10	10	12	10	11	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
夏期	7	6	6	6	7	0.99	1.06	1.02	1.09	1.22	1.20	0.99	1.06	1.02	1.09	1.01	1.20	0.99	1.06	1.02	1.01	1.01	1.20	0.99	1.06	1.05	1.01	1.01	1.20	0.99	1.47	1.05	1.01	1.01	1.20
東光	109	116	121	117	117	41	47	43	41	41	31	35	42	38	38	22	19	22	25	23	8	9	7	8	9	7	6	7	5	6	0	0	0	0	0
夏期	15	15	14	15	15	1.06	1.20	1.10	1.04	1.05	0.82	0.89	1.01	0.93	0.88	3.46	2.83	3.09	3.50	3.21	4.84	5.51	4.50	4.91	5.57	2.20	1.76	2.00	1.63	1.78	2.64	2.97	2.37	2.70	2.21
旭	118	125	129	129	139	37	40	40	37	48	38	35	39	40	39	22	26	24	27	27	13	14	16	14	15	8	10	10	11	10	0	0	0	0	0
夏期	8	8	8	8	9	1.30	1.39	1.41	1.30	1.68	1.46	1.30	1.39	1.41	1.30	1.29	1.46	1.30	1.39	1.41	1.22	1.29	1.46	1.30	1.39	1.09	1.22	1.29	1.46	1.30	1.58	1.09	1.22	1.29	1.46
太田	102	104	105	106	110	32	25	27	27	30	24	32	26	28	29	19	20	26	21	22	19	15	16	20	16	8	12	10	10	13	0	0	0	0	0
夏期	5	5	6	5	6	1.09	0.85	0.90	0.91	1.03	0.86	1.09	0.85	0.90	0.91	0.83	0.86	1.09	0.85	0.90	1.05	0.83	0.86	1.09	0.85	0.70	1.05	0.83	0.86	1.09	0.90	0.70	1.05	0.83	0.86
天神山	46	41	41	39	40	14	13	14	12	14	12	12	12	12	11	10	8	8	8	8	6	5	4	4	4	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
夏期	2	2	2	2	2	0.31	0.29	0.30	0.27	0.32	0.32	0.31	0.29	0.30	0.27	0.39	0.32	0.31	0.29	0.30	0.43	0.39	0.32	0.31	0.29	0.45	0.43	0.39	0.32	0.31	0.53	0.45	0.43	0.39	0.32
修斉	39	38	38	31	30	11	12	10	7	9	11	9	11	8	6	8	10	9	10	8	5	3	4	3	4	2	3	2	2	2	2	1	2	1	1
夏期	3	3	3	2	2	0.38	0.44	0.34	0.24	0.33	0.47	0.38	0.44	0.34	0.24	0.36	0.47	0.38	0.44	0.34	0.55	0.36	0.47	0.38	0.44	0.45	0.55	0.36	0.47	0.38	0.66	0.45	0.55	0.36	0.47
東葛城	2	4	2	4	3	1	0	1	0	1	1	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
夏期	1	1	1	1	1	0.15	0.08	0.15	0.06	0.10	0.10	0.15	0.08	0.15	0.06	0.14	0.10	0.15	0.08	0.15		0.14		0.15	0.08		0.06	0.14		0.15	0.14	0.13	0.06	0.14	0.10
春木	72	73	76	72	67	29	31	32	27	24	23	21	24	24	22	17	17	16	18	18	3	3	3	2	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
夏期	6	6	6	6	5	0.89	0.97	0.98	0.84	0.74	1.03	0.89	0.97	0.98	0.84	1.02	1.03	0.89		0.98	_	1.02		0.89	0.97	_	0.99	1.02	1.03	0.89	1.16	0.88	0.99	1.02	1.03
大 芝	67	62	57	52	53	31	23	20	18	24	17	22	18	16	15	11	9	12	10	8	6	7	5	7	5	2	1	2	1.00	1	0	0.00	0.55	0	0
夏期	8	7	7	6	6	1.27	0.97	0.85	0.75	1.00	1.03		0.97	0.85	0.75	1.37	1.03	1.27		0.85		1.37			0.97		1.18	1.37	1.03	1.27	1.26	1.55	1.18	1.37	1.03
大 宮		114	113	114	116	55	44	46		45	36	46	38	40	44	1.37	1.03				5	1.01	4	5	0.31	0	1.10	0	0	1.21	1.20	1.00	0	1.51	0
夏期	114			114	116	1.28	1.02	1.07	1.13	1.06	1.97	2.43	1.94	2.03	2.14			25 6.51	5.20	22 5.46		5.05	-	6.20	4.95		0.00	0.00		0.00	1.20	1.15	1.30	1.13	1.13
	16	15	16					-								5.31	5.30				7			0.20	4.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.20	1.15		1.13	1.13
城北	78	79	74	63	58	27	27	22	17	20	26	22	24	19	15	17	21	18	19	15		8	9	1	1	1	1	1		1	0	0	0	0	0
夏期	6	6	6	5	5	0.92	0.95	0.76	0.60	0.69	1.15	0.92	0.95	0.76	0.60	0.98	1.15	0.92	0.95	0.76		0.98		0.92	0.95	1.06	0.87	0.98	1.15	0.92	1.09	1.06	0.87	0.98	1.15
新条	136	143	136	127	130	46	47	38	38	45	53	50	52	42	44	28	36	34	36	29	9	10	12	11	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏期	7	7	7	8	8	1.33	1.36	1.10	1.11	1.31	1.45	1.33	1.36	1.10	1.11	1.18	1.45	1.33	1.36	1.10		1.18	1.45	1.33	1.36	0.94	1.04	1.18	1.45	1.33	1.11	0.94	1.04	1.18	1.45
八木北	107	104	109	109	110	37	36	41	39	37	32	29	30	34	34	23	24	22	22	25	12	12	13	11	11	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
夏期	7	7	7	7	7	1.07	1.05	1.19	1.13	1.09	1.22	1.07	1.05	1.19	1.13	1.19	1.22	1.07	1.05	1.19		1.19	1.22	1.07	1.05	1.20	1.13	1.19	1.22	1.07	1.30	1.20	1.13	1.19	1.22
八木	76	73	76	72	71	26	22	27	20	23	22	25	22	28	22	18	15	17	15	18	9	10	8	8	7	1	1	2	1	1	0	0	0	0	- 0
夏期	7	7	7	6	6	1.09	0.91	1.13	0.85	0.96	0.99	1.09	0.91	1.13	0.85	1.29	0.99	1.09	0.91	1.13		1.29		1.09	0.91	1.12	1.16	1.29	0.99	1.09	1.22	1.12	1.16	1.29	0.99
八木南	81	82	88	94	90	35	31	34	38	28	25	28	26	29	34	12	16	19	17	19	8	6	8	9	8	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
夏期	7	7	7	7	7	1.33	1.17	1.27	1.44	1.05	1.22	1.33	1.17	1.27	1.44	0.94	1.22	1.33	1.17	1.27		0.94	1.22	1.33	1.17	1.18	1.19	0.94	1.22	1.33	1.60	1.18	1.19	0.94	1.22
光明	123	122	117	115	118	40	35	32	36	35	40	47	43	39	46	25	22	27	24	22	14	15	12	14	12	4	3	3	2	3	0	0	0	0	0
夏期	20	18	18	17	17	3.15	2.74	2.52	2.80	2.75	0.85		0.85	0.78	0.86	3.15	2.65	3.01		2.41	4.83	5.17	4.34	4.94	4.30		5.47	5.85	4.92	5.59	0.85	1.15	0.94	1.00	0.84
常盤	124	121	118	120	106	55	55	51	56	38	50	45	47	43	49	18	21	19	21	19	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏期	59	60	59	55	54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.85	8.43	8.45	7.80	8.47	20.00	22.05	18.88	18.92	17.46	21.43	21.27	23.45	20.08	20.12	6.48	7.05	7.00	7.72	6.61	0.96	0.89	0.96	0.96	1.06
山直北	98	104	103	95	95	36	39	35	27	34	29	30	34	31	25	16	18	18	21	19	15	14	14	14	15	2	3	2	2	2	0	0	0	0	0
夏期	10	10	10	9			_	_																							1.72	1.61	1.72	1.60	1.66
城東	44	47	50	49	49	18	20	21	18	19	17	16								11		2	2		2	0			0		0	0	0	0	0
夏期	3	3	3	3		0.52	0.58	0.61	0.52	0.54	0.58	0.52	0.58	0.61	0.52	0.52	0.58	0.52	0.58	0.61	0.39	0.52	0.58	0.52	0.58	0.48	0.39	0.52	0.58	0.52	0.56	0.48	0.39	0.52	0.58
山直南	12	12	13	13	10	5	6	6	6	3	4	3	4	4	4	2	3	2	3	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏期	3	3	3	2	2	0.32	0.39	0.39	0.36	0.22	0.49	0.32	0.39	0.39	0.36	0.42	0.49	0.32	0.39	0.39	0.50	0.42	0.49	0.32	0.39	0.49	0.50	0.42	0.49	0.32	0.56	0.49	0.50	0.42	0.49
山滝	11	10	10	9	8	3	4	3	3	2	6	3	5	3	4	2	3	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
夏期	1	1	1	1	1	0.11	0.17	0.13	0.14	0.08	0.22	0.11	0.17	0.13	0.14	0.20	0.22	0.11	0.17	0.13	0.20	0.20	0.22	0.11	0.17	0.17	0.20	0.20	0.22	0.11	0.21	0.17	0.20	0.20	0.22
合 計	1,817	1,840	1,839	1,788	1,785	686	667	648	617	631	594	607	616	596	596	331	356	365	371	358	158	157	158	156	149	42	49	47	44	48	6	4	5	4	3
				258.12		_	_	_									_										_		_			_		-	
及例		200.01	200.01	200.12	202.00			20.73	-2.01	20.10	20.00	20.00	20.03	J 1.00	50.71	. 2.00		12.01		50.00	50.00	22.10	50.00	J	20.10	10.01	10.00	20.10	-2.00	11.50	20.17	- 1.00	_ 1.55	- 1. 10	- 1. 1.7

□確保方針

・利用希望者が定員を超えている校区は、小学校の余裕教室等が活用できる校区につ いては、通年ホームの受入れ量を順次確保していきます。小学校の余裕教室等の活 用が難しい校区については、様々な手法について検討し、利用希望者の受入れ量の 確保に努めていきます。また、受入れ量の確保に併せて支援員の確保に努めていき ます。

(4)子育て短期支援事業 «ショートステイ» «トワイライトステイ»

«ショートステイ»

□算出方法

・過去5年間の利用実績及びニーズ調査を踏まえ、量の見込みを算出しています。

□量の見込み

(単位:人日/年)	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	87	85	83	82	80
確保量	100	100	100	100	100

□確保方針

・児童養護施設等4施設に委託して実施します。

«トワイライトステイ»

□算出方法

・利用の実績はありませんが、第1期計画と同様の量を見込んでいます。

□量の見込み

(単位:人日/年)	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	10	10	10	10	10
確保量	10	10	10	10	10

□確保方針

・児童養護施設2施設に委託して実施します。

(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

□算出方法

・生後2か月頃の乳児がいる全ての世帯を訪問していることから、新生児数(0歳推計人口)を量の見込みとしています。

□量の見込み

(単位:人)	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
量の見込み	1, 531	1, 499	1, 466	1, 436	1, 412

(6-1)養育支援訪問事業

□算出方法

・養育支援訪問事業は支援が必要な世帯に実施しているため、新生児数(0歳人口推 計)及び平成28年度(2016年度)・29年度(2017年度)の実績から算出しています。

□量の見込み

(単位:人)	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	61	59	58	57	56

(6-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

□量の見込み

・ネットワーク機能を強化する事業内容のため、量の見込みは設定していません。

□確保方針

- ・岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)児童虐待防止ネット ワーク部会において、児童虐待の早期発見・早期対応、要保護児童及び要支援児童 とその保護者、特定妊婦の支援を適切に実施するため、子育て支援に関わる機関の 連携を密に図ります。
- ・関係機関向けの研修を実施し、専門性の強化を図ります。

(7)地域子育て支援拠点事業

□算出方法

・地域子育て支援センターで行う園庭開放等の実績と今後見込まれる就学前児童数を 勘案し算出しています。

□量の見込み

(単位:人回/年)	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
量の見込み	8, 587	8, 483	8, 390	8, 352	8, 265

□確保方針

- ・地域子育て支援センターにおいて、子育て支援の取組を継続、充実していきます。
- ・岸和田市子育て支援地域協議会等関係機関と連携し、子育て支援の取組を充実して いきます。

(8) 一時預かり事業《幼稚園》《保育所・認定こども園》

«幼稚園»

□算出方法

・ニーズ調査の利用意向に基づき算出しています。

□量の見込み

	(単位:人日/年)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
-	-時預かり事業	115, 083	111, 039	105, 822	106, 695	106, 303
	1号認定による利用	5, 017	4, 873	4, 657	4, 640	4, 627
	2号認定による利用	110, 066	106, 166	101, 165	102, 055	101, 676

□確保方針

現状のまま各施設で実施

【確保数】(参考)

- ・市内市立幼稚園
- ○市立幼稚園…23園 244,400人日
 - ◇3歳児保育実施園……10園×55名/日×5日/週×52週=143,000人日
 - ◇3歳児保育未実施園…13園×30名/日×5日/週×52週=101,400人日

«保育所・認定こども園»

□算出方法

・これまでの利用実績と今後見込まれる就学前児童数を勘案し算出しています。

□量の見込み

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(単位:人口/平)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
量の見込み	3, 087	3, 049	3, 016	3, 003	2, 971

□確保方針

- ・現施設で年間見込量の確保が可能です。他の保育施設でも自主事業として一時預かりを行っています。利用動向や他施設の状況を踏まえ、取組の拡充を検討します。
- ・一時預かり事業:2ヶ所×10名/日×5日/週×52週=5,200人日

(9)病児保育事業

□算出方法

・これまでの利用実績と今後見込まれる児童数を勘案し算出しています。

□量の見込み

(単位・人口/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(単位:人日/年) 	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
量の見込み	613	605	599	596	590

□確保方針

- ・現施設で年間見込量の確保が可能です。施設の利用に必要な事前登録等の周知に努 め、利用動向に応じて取組の拡充を検討します。
- ・病児保育事業(病児対応型): 3ヶ所×9名/日×5日/週×52週=7,020人日

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

□算出方法

・就学前、低学年、高学年のそれぞれについて、実績に基づき算出しています。

□量の見込み

活動件数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(単位:人日)		(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
市全体		1, 379	1, 340	1, 310	1, 276	1, 243
就学前	前児童	637	620	605	594	579
44.10	低学年	361	351	339	323	316
就学児	高学年	381	369	366	359	348

□確保方針

・活動件数は確保されているため、現行の活動件数量を維持し、従来どおり実施して いきます。

(11) 妊婦健康診査事業

□算出方法

・量の見込みは0歳の推計人口を、回数は各年度の0歳の人数×14回で算出しています。

□量の見込み

	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(人)	1, 531	1, 499	1, 466	1, 436	1, 412
妊婦健康診査受診延回数 (回)	21, 434	20, 986	20, 524	20, 104	19, 768

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

□実施目標

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
実施の有無	有	有	有	有	有

□確保方針

・新制度に移行していない幼稚園の利用者のうち低所得世帯等を対象に、市の定める 基準を限度に実費徴収される給食費(副食材料費)を補助します。また、日用品や 文房具を購入する費用の補助について検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

□確保方針

・保育の受け皿拡大や子育て支援の充実のために、新規参入事業者が運営する施設の 巡回支援や民間認定こども園における支援が必要な子どもの受入支援を検討します。

第4節 障害児に対する支援の推進

1. 障害児に対する早期支援の充実

障害児などの発達に支援が必要な児童は、集団生活において適切な支援を受けることで その発達が保障されます。障害児が早期に適切な支援を受けられるよう体制の充実を図り ます。

平成 29年(2017年)8月に肢体不自由児を療育する「いながわ療育園」と発達に支援 を要する児童を療育する「パピースクール」を併設する形で、児童発達支援センター「岸 和田市立総合通園センター」を開設しました。開設に当たり両施設の利用状況に合わせて 利用定員を見直し、療育の充実を図っています。

(1) 岸和田市による支援の状況

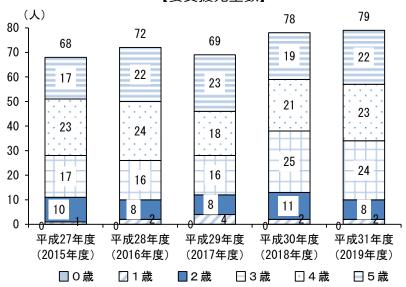
①保育所(園)・認定こども園に在籍する発達支援対象児童数の推移 (市立施設 11 ヶ所、民間施設 5 ヶ所)

(単位:人)

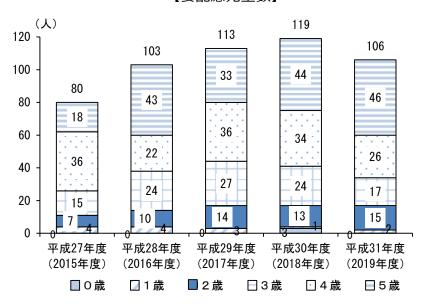
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	0 歳	0	0	0	0	0
	1歳	1	2	4	2	2
要	2 歳	10	8	8	11	8
要支援児	3歳	17	16	16	25	24
児	4 歳	23	24	18	21	23
	5 歳	17	22	23	19	22
	合計	68	72	69	78	79
	0 歳	0	0	0	3	0
	1歳	4	4	3	1	2
要	2 歳	7	10	14	13	15
要配慮児	3歳	15	24	27	24	17
児	4 歳	36	22	36	34	26
	5 歳	18	43	33	44	46
	合計	80	103	113	119	106

(各年度4月1日現在)

【要支援児童数】



【要配慮児童数】



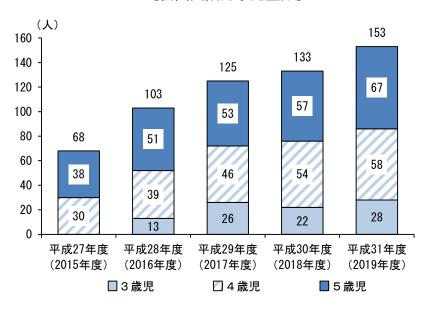
②幼稚園に在籍する就園支援対象児童数の推移

(単位:人)

歳 児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
成 冗	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)
3 歳児		13	26	22	28
4 歳児	30	39	46	54	58
5 歳児	38	51	53	57	67
合 計	68	103	125	133	153

(各年度4月1日現在)

【就園支援対象児童数】



③児童発達支援事業所通所児童数の推移

(市立施設2ヶ所:総合通園センターに障害に応じて療育を行う2つの施設を併設)

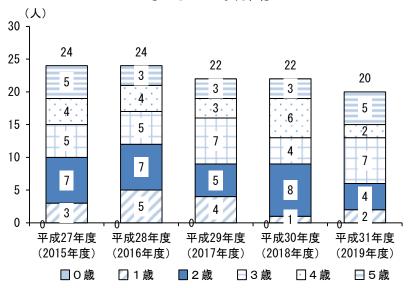
(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	0 歳	0	0	0	0	0
い	1歳	3	5	4	1	2
なが	2 歳	7	7	5	8	4
わわ	3 歳	5	5	7	4	7
わ療育園	4 歳	4	4	3	6	2
園	5 歳	5	3	3	3	5
	合計	24	24	22	22	20
	0 歳	0	0	0	0	0
パ	1歳	0	0	0	0	0
Ľ	2 歳	2	2	5	0	7
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	3 歳	11	12	9	8	7
クー	4 歳	12	11	12	8	10
ル	5 歳	11	11	8	8	7
	合計	36	36	34	24	31

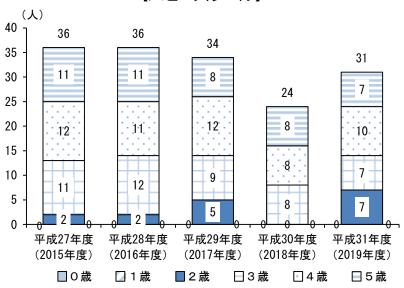
(各年度4月1日現在)

※利用定員: (平成 29年 (2017年) 7月以前) いながわ療育園 40名、パピースクール 25名。 (平成 29年 (2017年) 8月以降) いながわ療育園 25名、パピースクール 35名。

【いながわ療育園】



【パピースクール】



④支援学級·通級指導

(単位:人)

		小学校							中等	学校	
	1年	2年	3 年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3 年	合計
支援学級	64	99	110	100	109	97	579	74	66	72	212
通級指導	7	21	18	23	31	20	120	4	3	4	11

(令和元年5月1日現在)

2. 第1期障害児福祉計画との連携

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「障害児福祉計画に係る障害児の 子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」(平成29年3 月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361)では、「障害児福祉計画は、 子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれた ものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支 援法(平成24年法律第65号)等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があ る。」とのことから、本計画においても、第1期岸和田市障害児福祉計画との連携を図り ます。

なお、第1期岸和田市障害児福祉計画は、第4期岸和田市障害福祉計画の児童に関する 項目を引き継ぎ、平成30年(2018年)3月に策定し、平成30年度(2018年度)から令和2年 度(2020年度)までを計画期間としています。以下については、第1期岸和田市障害児福祉 計画から抜粋した内容を記載しています。 また、 見込み量については、 令和元年度 (2019 年度)及び令和2年度(2020年度)を記載しています。

児童福祉法に基づくサービスの種類と内容については、次表のとおりです。

■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障害があっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害のある児童や家族の支援」、「地域の障害のある児童を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 未就学の障害のある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の障害のある未就学の児童に対して、児童発 達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の 長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継 続的に提供します。 学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進する とともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童や今後利用する予定の障害のある児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
訪 問 系	居宅訪問型児童発達支 援(新規)	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害のある児 童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
λ	福祉型障害児入所施設	施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
入 所 系	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての障害のある児童に対して、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

※入所系のサービスの見込みは、都道府県が行います。

(1) 障害児通所支援

- ① 児童発達支援、医療型児童発達支援
 - ○児童発達支援の利用者数は、第4期計画の実績の伸びを踏まえて見込んでいます。 利用日数は、1人当たり12.0日として乗じています。
 - ○医療型児童発達支援の利用者数は、通園施設の定員数で見込んでいます。利用日数 は、第4期計画の平均利用日数を基に、1人当たり14.1日として乗じています。
 - ■第1期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量

事業名	項目	単位	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)
児童発達	利用者数	人/月	107	123
支援	利用日数	人日/月	1, 284	1, 476
医療型児童	利用者数	人/月	25	25
発達支援	利用日数	人日/月	353	353

② 放課後等デイサービス

- ○利用者数は、第4期計画の実績の伸びを踏まえて見込んでいます。利用日数はこれ までの伸びを勘案し、1人当たり利用日数を12.0日として乗じています。
 - ■第1期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量

項目	単位	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)
利用者数	人/月	482	545
利用日数	人日/月	5, 784	6, 540

③ 保育所等訪問支援

- ○訪問回数は、1か月当たり平成30年度(2018年度)を6回とし、以後1回ずつ増と 見込んでいます。
 - ■第1期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	単位	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)
訪問回数	回/月	7	8

(2)障害児訪問支援

- ① 居宅訪問型児童発達支援(新規)
 - ○居宅訪問型児童発達支援は平成30年度(2018年度)からの新規サービスであり、今 後サービスの導入を検討するものとし、当面該当なしとしています。
 - ■第1期計画における居宅訪問型児童発達支援の月平均見込量

項目	単位	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)
訪問回数	回/月	0	0

(3)障害児相談支援

- ○利用者数は、第4期計画の実績の伸びを踏まえて見込んでいます。毎年度21人ずつ増 として設定しています。
 - ■第1期計画における障害児相談支援の月平均見込量

項目	単位	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)
利用者数	人/月	116	137

(4) 医療的ケアが必要な児童の支援のためのコーディネーターの配置

○医療的ケアが必要な児童に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配 置については、「医療的ケアの必要な児童」としてみなす範囲をはじめ、コーディネー ターの役割を担うべき者と、1人当たりが担いうる対象者の人数も含め、今後検討す べき点があることから、今後協議を進め、令和2年度(2020年度)の配置をめざします。

第4章 関連施策の展開

第1節 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の向上 を図る支援を推進します。

1. 支援体制

(1) 相談体制の充実

ひとり親家庭の母や父は、子育て・仕事・家事等の日常生活全般を一人で担うことが多く、 精神的又は経済的負担を感じることがあります。

このような負担を少しでも軽減できるように、ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題を解決するため、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭になった背景や、自身や子どもの年齢、住居、家族、就業状況等を伺い、個々の状況に応じて、関係機関との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実を図ります。

2. 就労支援・就業支援

(1)就労の支援

ひとり親家庭の母や父が就労したい又は転職したいと考えたときに、相談先や情報の入手方法、自身に合った職業の選び方、履歴書の書き方、面接方法等、さまざまな悩みがあります。

これらの悩みをいち早く解決し、子育てと仕事の両立が可能となるよう、ハローワークと 連携して、母子・父子自立支援プログラム策定員とともに就労支援を実施します。

なお、毎年8月の児童扶養手当現況届集中受付期間には、ハローワークから派遣された就 職支援ナビゲーターによる窓口を設置します。

相談者の生活や子育ての状況、就労経験や適正等を勘案し、就労支援メニュー等の利用も含め、安定した自立に結びつくよう、きめ細やかで継続的な就労支援の実施に努めます。

(2) 資格取得の支援

就業に結びつきやすく、経済的自立に効果的な資格の取得を促進します。

生活の負担の軽減を図り、資格取得や技術習得を容易にするための経済的支援事業「自立支援教育訓練給付金事業」、「高等職業訓練促進費給付金等事業」の周知に努め、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

3. 子育て・生活支援

(1) 市営住宅入居の支援

市営八木住宅において、母子世帯専用住宅として住居を確保します。

(2) 保育所入所の支援

入所選考基準において、保育希望者の基本点数が同点の場合には、ひとり親家庭に点数を付加することにより、優先的に入所できるよう支援を実施します。

(3) 学習の支援

児童扶養手当の全部支給を受けている世帯の中学3年生を対象に、高校への進学を支援するための学習サポートを実施します。

4. 経済的支援

(1) 医療費負担の軽減

ひとり親家庭に対し、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的として、大阪府の 補助事業を活用し、医療費の一部を助成します。

(2) 児童扶養手当の支給

離婚などにより、ひとり親家庭となった家庭に対して、生活の安定と自立の促進のため「児童扶養手当制度」に関する周知を図り、人権に配慮した適正な給付事務を実施します。

(3) 母子・父子福祉資金貸付の相談体制の充実

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図り、扶養されている子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や就学支度、母自身や父自身の技能習得等に大阪府母子・父子福祉資金の貸付を行っております。

ひとり親家庭では、年々子どもの進学に係る費用の負担が大きくなっており、心配ごとの ひとつとして掲げられます。ひとり親家庭の現状やこれからの課題等を、相談者とともに考 えていき、これら母子・父子福祉貸付制度や他の貸付金又は奨学金制度との調整を図りなが ら、支援を実施します。

貸付の二ーズに応えるため「母子・父子福祉資金貸付制度」の更なる周知及び適正な貸付 事務に努めます。

(4) 保育料負担の軽減

保育料において、特定世帯と認定し、負担軽減を図ります。

(特定世帯の認定には所得制限があります)

(5) 子育て短期支援事業の利用料の負担軽減

所得金額が一定基準以下のひとり親家庭に対し、利用料を免除することにより、負担軽減 を図ります。

5. 関係機関・団体への支援

(1) 母子生活支援施設等との関係機関との連携と責務

母子生活支援施設等、関係施設との連携を強化し、相談体制の整備を図るなど、母子家庭 における生活の早期安定を支援します。

特に、DV被害の相談件数が増加し、それに伴う母子生活支援施設の利用希望も増えてい ることから、DV被害者の支援と早期自立のため、母子生活支援施設の利用の援助を続けま す。

(2) 母子寡婦福祉会への支援

母子家庭及び寡婦の親睦を図るとともに、生活の安定と向上のために必要な方途を講じ、 母子家庭の児童の健やかな育成に務め、もって福祉の増進に資することを目的としている「岸 和田市母子寡婦福祉会」の団体活動を支援します。

当福祉会の各理事は大阪府知事から「母子父子福祉推進委員」として委嘱され、ひとり親 家庭等からの相談に応じ、必要な情報提供をします。

今後は相談業務が円滑に進むよう母子・父子自立支援員との連携の強化に努めます。

第2節 児童虐待の予防及び対応の充実

地域でのつながりの希薄化や核家族化等により、子育て中の保護者は育児不安や負担を抱えているといわれています。

また、子どもの生命が奪われる痛ましい事件は依然として発生しており、令和元年に『児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律』が公布され、親権者等によるしつけに際する体罰の禁止等が規定されました。

児童虐待は、子どもの将来に影響を及ぼす重大な人権侵害であるため、発生予防、早期発 見、早期対応から問題解決に向けて切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。

1. 市民等への広報・啓発

児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題であり、支援関係者を含む幅広い理解を 深めていくことが不可欠です。

児童虐待防止推進月間(11月)を中心に、市民等への広報・啓発を行い、地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図るとともに、児童虐待の通告・相談が可能な児童相談所全国共通ダイヤル『189(いちはやく)』、岸和田児童虐待ホットラインの周知を図ります。

2. 児童虐待の予防

保健、福祉、教育等の相談や子ども・子育て支援事業等の実施により、子育て中の保護者の不安や負担の軽減を図ります。

また、虐待はどの家庭でも起こりえることを認識し、不安や負担が大きい子育て中の家庭には、早期に利用可能な支援につなげることにより虐待の発生予防に努めます。

3. 岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)の充実

保健、福祉、医療、教育、消防、警察や関係団体等で構成する協議会を設置し、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報を共有し、関係機関と連携して家庭に対して総合的な支援を行います。

協議会の調整機関には、児童福祉法に定める資格をもった調整担当者を配置し、関係機関との連絡調整や適切なケースの進行管理を行います。

また、協議会を構成する関係機関が、児童虐待への理解を深め、対応力の向上ができるよう、研修会等の開催に取組みます。

4. 大阪府子ども家庭センター(児童相談所)との連携

大阪府子ども家庭センターの権限や専門性を必要とする場合は、適切に援助を求めるとと もに、緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら支援を行います。

児童虐待による重大事案を発生させないために、子ども家庭センターとの連携強化を図り ます。

5. 子ども家庭総合支援拠点の整備

虐待による子どもの死亡が絶えないことから、国は「児童虐待防止対策体制総合強化プラ ン」(令和元年度(2019年度)~4年度(2022年度))を策定し、子ども家庭総合支援拠点 を全市町村に設置するなどの市町村の体制強化を進めることとされています。

令和4年度(2022年度)までに、子ども家庭支援員、心理担当支援員及び虐待専門支援 員を配置する子ども家庭総合支援拠点を整備し、児童及びその保護者若しくは特定妊婦又は 関係機関からの相談へ対応し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び重症化、再発 防止の強化を図ります。

第3節 その他の子ども・子育て支援関連事業の推進

本計画の5つの目標を達成するために、下記の事業を今後も継続して進めます。

1. 大阪府新子育て支援交付金に関する事業

(1) 本市の子ども・子育て支援に基づく事業

□子育て支援促進事業

民間教育・保育施設において、教育・保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに 関する豊富な知識・ノウハウを生かし、地域の子育て家庭に対し必要な相談・指導・助言 等を行い、子育て家庭が抱える子育ての不安の解消や負担の軽減を図ることにより、地域 における子育て支援の充実を図ります。

□障害児保育職員加配分補助事業

民間教育・保育施設において、障害児保育職員の加配に要する経費を市単独事業として 助成し、障害児の受入及び保育内容の充実を図ります。

□保育士等支援事業

民間教育・保育施設において、1歳児担当保育士・調理用務員の配置に要する経費を市 単独事業として助成し、保育サービスの質の向上を図ります。

□児童発達支援センター運営支援事業

大阪府発達障がい児療育拠点「自閉症児支援センターwave」において、個々の特性に 応じた個別プログラムによる専門療育に要する費用を助成し、障害児が家庭や地域の中で 豊かで自立した生活を送れるように支援の充実を図ります。

□いじめ防止・教育相談充実事業

複雑化・多様化している教育相談に対応するため、児童生徒・保護者・教員等を対象に実施している教育相談(電話・面接)の充実を図ります。子育てに関して広範囲にわたる相談内容に対応し、関係機関の連携による指導・援助のシステムを強化することで、各校園の教育相談活動や教育相談室、スクールソーシャルワーカーなどが積極的に保護者や子どもをサポートする体制づくりを行ないます。また、教育委員会に「岸和田市いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの防止、早期発見とその適切な対応に真摯に取り組みます。

□巡回相談体制充実事業

幼児児童生徒の発達・障害状況の把握と対応についての助言及び支援相談の充実のために、 発達相談員及び大学教員・専門医を派遣し、個別に応じるとともに、学校・園への巡回相談 を実施し、コンサルテーションを行います。また、障害の有無にかかわらず「ともに学び、 ともに育つ」教育を推進するために、関係課・機関との連携を充実し、交流及び共同学習を 通して仲間づくりができるよう、この事業を活用していきます。

進路指導・相談体制においては、「あゆみファイル (個別の教育支援計画)」を活用し、障 害のある児童及び生徒の就学相談、就業や高等学校等への進学など学校から社会への移行が スムーズに行われるように推進を図ります。

2. 子ども・子育て支援交付金に関する事業

(1) 本市の子ども・子育て支援に基づく事業

□東葛城小学校児童のチビッコホーム送迎事業

本市では、東葛城小学校が唯一チビッコホーム(放課後児童クラブ)未設置校となってい ます。開設に向けて努力は継続していきますが、当面の対応として当該校区の児童をタクシー で移送し、山滝小学校のチビッコホームで受け入れます。

また、移動の際の児童の安全確保のために、シルバー人材センターの安全指導員をタク シーへ同乗させチビッコホーム入室まで児童の指導を実施します。

□支援学校児童送迎支援事業

本市では、平成22年度(2010年度)より支援学校児童の居住校区チビッコホーム(放 課後児童クラブ)での受入を実施していますが、利用にあたり、支援学校バス停から利用す るチビッコホームまで保護者の責任による送迎(家族送迎やファミリー・サポート・センター 利用等)を条件としているため送迎がネックとなって利用しづらい状況が発生しています。 事業の趣旨から、ファミリー・サポート・センターの援助活動を利用した移動支援を行うこ とによりチビッコホーム利用を保障します。

3. その他の事業

(1)子どもの豊かな心と個性を育むために

子どもが主体的に考え、心豊かに成長していくためには、一人ひとりの個性を大切にした 特色ある教育の推進や、幅広い人々とのふれあい、さまざまな社会体験を行いながら育つこ とのできる活力ある地域社会づくりが重要となります。

学校、家庭、地域社会のそれぞれの役割を検討しながら、親子で学ぶことができる学習体制等の整備や、地域文化の継承、時代に応じた文化・芸術・スポーツ活動の充実、交流事業の充実や地域コミュニティにおける各種団体活動などさまざまな活動を支援し、子どもが社会参加等の体験を通じて成長することができる環境の整備を引き続き実施します。

(2)子どもにやさしい地域環境づくり

子どもがその持てる個性と能力を最大限に発揮し、健やかに成長していくためには、自然 とのふれあいや、集団の中での遊びを体験していくことも大切です。また、安全で快適な生 活環境は、子どもだけでなくすべての市民にとって、社会生活を営む上での重要な要素とな ります。そのため、子どもの身近な遊び場や、自然とふれあえる場の整備、子育てに配慮し た住宅、安全に配慮した都市基盤の整備などを引き続き実施します。

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進に向けて

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子ども・子育て支援は、家庭、学校、地 域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすととも に、相互に協力して行っていくことが重要です。

計画の推進にあたっては、関係部局間の相互の連携・調整のもとで総合的な施策を展開す るとともに、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、民間事業者等との緊密な 連携を図り、効果的な推進に努めます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、 新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

1. 岸和田市子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表

子ども・子育て会議では、本計画に基づく施策や取り組みの実施状況を各年度ごとに調 査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行うため、計画策定後も引き続き会議を 開催します。

本計画の実施状況については、子ども・子育て会議を経た後、毎年ホームページ等を通 じて市民に周知するものとします。

2. 計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協 力は欠かせません。幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業等の子 ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業 者等に、新たに創設された利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通 じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

3. 進捗状況の管理・評価

計画の推進にあたっては、施策・事業を実施するための財源の裏付けが重要な要素であ るとともに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに応えていくことが重要です。その ため、下図のように計画の推進、評価等を行っていきます。

なお、必要に応じ、本計画の見直しも検討していきます。

【計画の策定・推進・評価・見直しの PDCA サイクル (イメージ)】

PLAN DO 計画の策定 計画の推進 ■子ども・子育て会議での意見聴取 ■市民、事業者、行政等の協働 ■達成目標の設定 ■効果的・効率的な事業の推進 CHECK ACTION 計画の評価・公表 事業の継続・拡充、計画の見直し ■子ども・子育て会議での調査審議 ■予算編成過程における事業検討 ■実施内容と実績に対する進捗管理 ■取り組み事業の見直し と評価